

資料 2 福島第一原子力発電所に関する対応状況

①保安院の主な対応（7月4日以降）

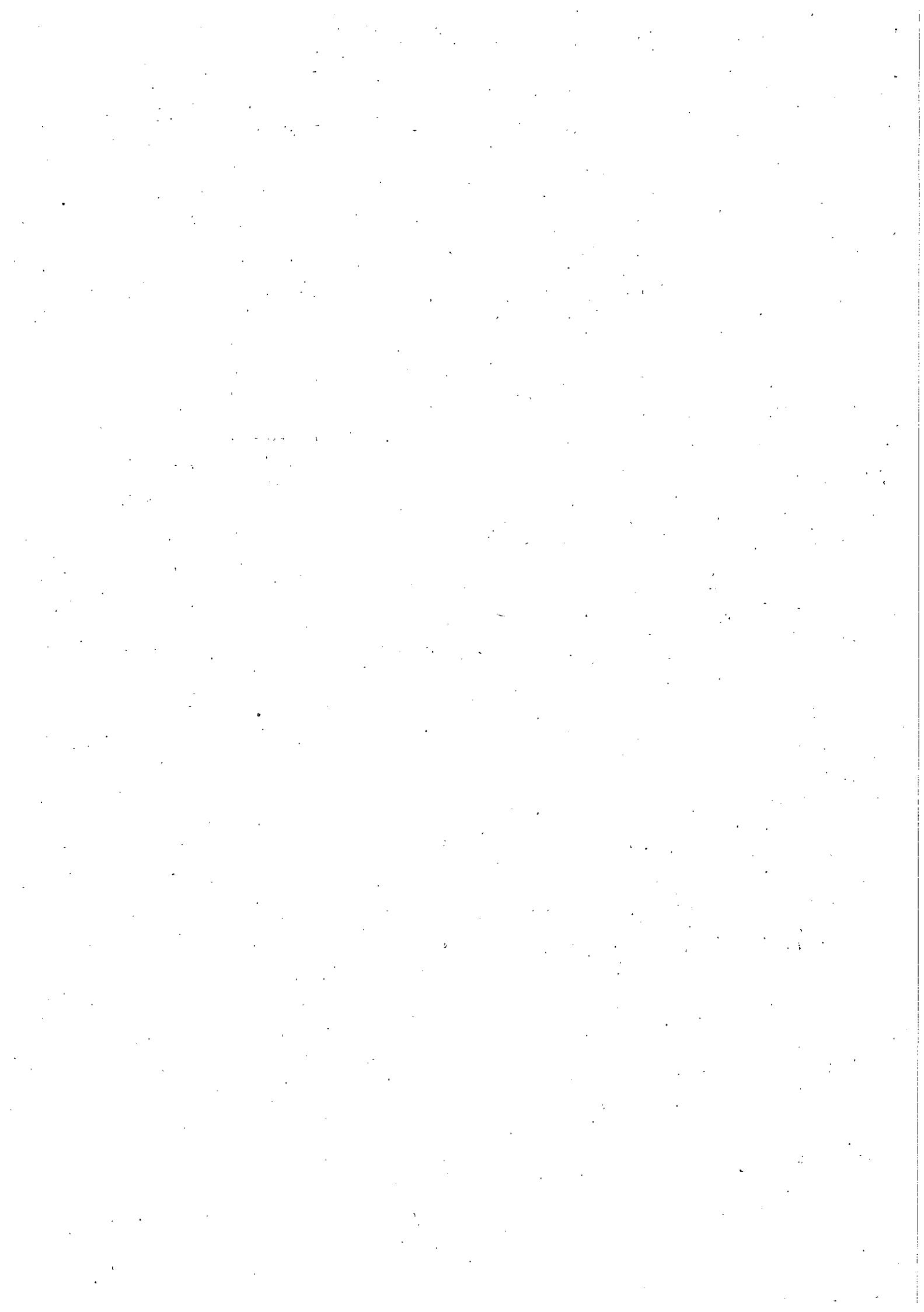
1~65

②東日本大震災の影響についてのプレス発表（8月1日10時00分現在）

67

③原子力安全・保安院会見資料（現地モニタリング情報等）

・地震被害情報（第469報）（7月31日14時00分現在） 69~83



保安院の主な対応（7月4日以降）

（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成24年8月1日
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

【7月4日】

- 保安院は、平成23年10月3日付けで、東京電力に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」」を示し、それに適合するよう指示を行い、併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、東京電力から報告書（その1：平成23年12月6日改訂、その2：3月7日改訂2（3月28日一部補正）、その3：3月7日改訂）を受理し、その後、4月23日に変更を受理したところですが、東京電力から4月23日に提出された報告書の変更に対する補正の報告を受理しました。

保安院は、提出された報告書の変更及び補正の内容を慎重に評価します。

(P. 5)

【7月5日】

- 保安院は、関係省庁・機関等の協力を得て、「原子力の安全に関する条約」の第2回特別会合に係る日本国別報告を取りまとめ、条約事務局である国際原子力機関（IAEA）に提出しました。
- 保安院は、東京電力からの報告及び立入検査による確認等の結果、東京電力福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況について、評価をとりまとめました。

(P. 9)

(P. 11)

【7月10日】

- 保安院は、東北電力から定期検査中の女川原子力発電所3号機において、燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）に一部欠損が確認され、また、複数の燃料集合体に同様の欠損の可能性がある旨について報告を受けました。この報告を受け、保安院は、東北電力に対して、燃料集合体の損傷等についての確認等を行い報告するよう指示しました。

(P. 13)

【7月12日】

- 保安院は、平成23年10月3日付けで、東京電力に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」」を示し、東京電力に対し、原子炉等規制法の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求めました。東京電力から、7月4日に、4号機使用済

燃料プールからの新燃料の先行取り出し等について報告書の提出があり、保安院では7月6日に開催した意見聴取会で専門家の意見を聴いて、慎重に評価を行い、保安院としての評価結果をとりまとめ、原子力安全委員会へ報告しました。

(P. 17)

- 保安院は、平成23年9月30日、東京電力に対して、平成23年3月11日以降の福島第一原子力発電所事故に係る映像について公開されていないものがある場合には、確認され次第、速やかに公開すること等を要請したところ、平成23年10月5日及び平成23年11月11日に、公開されていない映像が確認された旨等の報告を受けましたが、東京電力から新たに公開されていない映像が確認された旨の報告を受けました。

(P. 19)

- 保安院は、東京電力より、施設運営計画に係る報告書（その2）の変更等を踏まえた福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請書を受理しました。保安院は、提出された申請書の妥当性を厳格に審査します。

(P. 23)

【7月17日】

- 保安院は、東京電力の施設運営計画に係る報告書（その2）の変更等を踏まえた福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請書について審査し、申請を認可しました。

(P. 31)

【7月19日】

- 保安院は、7月13日、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会INES評価小委員会を開催し、原子力施設の事故・トラブルに対するINES評価について審議を行いました。これを踏まえ、保安院は、INES最終評価を確定しました。

(P. 33)

【7月20日】

- 保安院は、東京電力より、福島第一原子力発電所1～3号機における運転上の制限の逸脱及び復帰について報告を受けました。
今後、事業者が行う原因究明及び是正処置について確認します。

(P. 39)

【7月23日】

- 保安院は、7月3日に、福島第一原子力発電所の施設運営計画（その2、その3）を反映した保安規定の認可を行いました。これを受け、保安院は、7月24日から8月10日まで（約3週間）の予定で、保安検査を実施し、設備の維持管理及び状態の監視、継続的な改善等が保安規定に照らして適切に実施されているか確認します。

(P. 41)

- 保安院は、東京電力から、4月23日（6月5日、7月4付け補正）に、原子炉建屋上部の高線量がれき等の保管等についての報告を受けました。保安院は、7月6日に開催した意見聴取会で専門家の意見を聴いて慎重に評価を行い、評価結果をとりまとめ、原子力安全委員会へ報告しました。併せて、福島第一原子力発電所で発生した下着類を、福島第二原子力発電所において洗濯して再使用する報

告についても、保安院は、専門家の意見を聴いて慎重に評価を行い、評価結果をとりまとめ、原子力安全委員会へ報告しました。 (P. 43)

【7月24日】

- 保安院は、7月23日、東京電力から、協力会社である東京エネシスに対する聞き取り調査の結果として、東京エネシスの下請企業作業員5名がAPDに鉛カバーを装着したとの証言があった旨の報告を受けました。保安院は、福島第一原子力発電所において実施する保安検査の中で、線量管理について確認するとともに、東京電力に対して、線量管理の強化、再発防止策について検討し、報告するよう求めました。 (P. 47)

【7月25日】

- 保安院は、5月11日、東京電力より、中長期の信頼性向上対策として優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を受理しましたが、保安院は、実施計画（7月24日改訂）の評価結果を取りまとめました。
- 保安院は、東京電力に対して、当該評価結果に従って、4つの更なる対応を求め、8月31日までにその実施状況を報告することを指示しました。 (P. 51)

【7月26日】

- 7月29日から8月11日にかけて、国際原子力機関（IAEA）の派遣団が来日し、東日本大震災で被害の少なかった東北電力株式会社女川原子力発電所の構造物、系統及び機器への性能影響に関する調査を実施することについて公表しました。 (P. 57)
- 保安院は、1月17日に東京電力から、福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に伴い同発電所内的一部の設備が停止した旨の報告を受け、瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について指示し、5月11日、東京電力から当該指示に係る対応について報告を受領しました。保安院は、提出された内容について確認して評価しました。 (P. 59)

【7月30日】

- 保安院は、東京電力に対し、3月26日及び4月5日に発生した福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明と対策、放射性物質による周辺環境への影響等について報告することを求めていたところ、東京電力から、原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について報告を受けました。
- 保安院は、提出された報告書について、今後、厳格に評価します。 (P. 65)

(以上)

平成24年7月4日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社から

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する 「中期的安全確保の考え方」に関する東京電力からの報告書」 の変更等の報告を受けました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付
けで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会
社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」（以下「中
期的安全確保の考え方」という。）を示し、それに適合するよう指示しました。併せて、
同日付で、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考
え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価につ
いて報告することを求め、東京電力から報告書（その1：平成23年12月6日改訂、その
2：平成24年4月23日変更（6月5日補正）、その3：平成24年4月23日変更）
を受理しました。（平成24年6月5日までにお知らせ済）

本日、東京電力から報告書の変更等の報告がありましたので、お知らせいたします。
当院は提出された報告書の変更等について、慎重に評価してまいります。

1. 経緯

(1) 当院は、東京電力に対して、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向
けた道筋」ステップ2終了から原子炉の廃止に向けての作業開始まで、準備期間（2年
程度以内）における東京電力福島第一原子力発電所の安全を確保するための基本目標
及び要件を「中期的安全確保の考え方」として定め、東京電力に計画的対応を求め、
併せて、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運
営計画及び安全性の評価について報告することを求めました。

「中期的安全確保の考え方」において具体的には、①放射性物質の放出抑制・管理、
②崩壊熱の適切な除去、③臨界防止、④水素爆発防止のために、東京電力が設置する
設備等について、当院が定めた安全確保の基本目標及び要件に適合していることを求
めています。

（平成23年10月3日お知らせ済み）

(2) 当院は、東京電力が提出した、ステップ2の目標の一部である冷温停止状態の要件
の一つである循環注水冷却システムに関する設備等に関する報告書（その1）、そ
の他の項目に関する報告書（その2及びその3）について、順次、専門家の意見を聴

取しながら、その内容について評価を行いました。

- ・「報告書（その1）」については、平成23年10月17日に受理（11月9日及び12月6日改訂）し、12月12日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告しました。
- ・「報告書（その2）」については、平成23年12月8日に受理（平成24年1月17日及び3月7日改訂並びに3月28日一部補正）し、平成24年4月19日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告しました。
- ・「報告書（その3）」については、平成23年12月15日受理（平成24年3月7日改訂）し、平成24年4月19日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告しました。

（平成23年12月12日、平成24年4月19日お知らせ済み）

（3）現在、保安院は、その後東京電力から提出された報告書（その2及びその3）の変更（4月23日提出（6月5日補正））について、専門家の意見を聴取しながら、その内容について評価をしているところです。

（平成24年4月23日、6月5日お知らせ済み）

2. 報告書の変更等の提出について

本日（7月4日）、①4月23日付け報告書の変更に対する再補正及び②報告書（その2）の変更について報告がありましたので、お知らせいたします。

①平成24年4月23日付け変更に対する再補正の内容

- ・仮設保管設備でのドラム缶仮置き期間に関する記載の追記

②報告書（その2）の変更（7月4日付け）

- ・4号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施
- ・4号機の燃料取り出し用カバーの換気設備の変更
- ・使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の設置（詳細設計を追記）

3. 当院の対応について

当院は、東京電力から提出された施設運営計画報告書の変更につきまして、厳正にその内容の妥当性について評価してまいります。

なお、本日提出された変更については、7月6日に意見聴取会を開催する予定です。

資料：福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その2）（改訂2）の変更に係る項目

（1）平成24年4月23日付け変更に対する再補正

別添1：「2. 放射性物質に汚染された瓦礫等の放射性固体廃棄物の管理」（赤字：補正部分）（略）

（2）報告書（その2）の変更（平成24年7月4日付け）

別添2①：「3. 使用済燃料プールからの燃料取り出し」（赤字：変更部分）

別添2②：「4. 使用済燃料共用プール等」（赤字：変更部分）

別添2③：「5. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備」（赤字：変更部分）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

(4月23日付け変更の再補正について) 青木、須之内

(7月4日付け変更について) 黒村、須之内、澁谷

電話: 03-3501-6289

平成24年7月5日
原子力安全・保安院

原子力安全条約第2回特別会合に係る国別報告を IAEAへ提出します

原子力安全・保安院は、本日、7月5日、関係省庁・機関等の協力を得て、「原子力の安全に関する条約」の第2回特別会合に係る日本国国別報告を取りまとめ、条約事務局である国際原子力機関（IAEA）に提出します。

1. 背景

「原子力の安全に関する条約」の締約国は、同条約第5回検討会合（昨年4月）での合意に基づき、本年8月に開催される同条約第2回特別会合に向け、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全対策に係る取組状況等に関して、国別報告を作成し、条約事務局（IAEA）へ提出することとされています。

このたび、原子力安全・保安院は、関係省庁・機関等の協力を得て、日本国国別報告を取りまとめ、IAEAへ提出します。

2. 国別報告のポイント

本国別報告は、条約加盟国間で取り決められたガイドラインに従い、①外的事故、②設計に係る課題、③シビアアクシデントマネジメントと復旧、④国内組織、⑤緊急時計画と対応及び事故後の管理、⑥国際協力について、昨年の事故後、各締約国の規制機関及び事業者等が実施した取組みを記載することとされており、関係省庁・機関及び事業者により、本年6月末までの情報を取りまとめたものです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院国際室長 坂内 俊洋

担当者：前岡、山田、野田

電話：03-3501-1511（内線 4848）

03-3501-1087（直通）

平成24年7月5日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第二原子力発電所 「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況 (中間報告)」の確認結果をとりまとめました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）からの報告及び立入検査による確認等の結果、東京電力福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況について、別添のとおり評価をとりまとめたので、お知らせします。

1. 経緯

原子力安全・保安院は本年1月11日、東京電力に対し、原子力災害対策特別措置法に基づく復旧計画の策定を指示し、当該指示に基づき、本年1月31日に東京電力から「福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書」を受理しました。（1月11日及び1月31日お知らせ済み）

福島第二原子力発電所4号機の復旧完了に伴い、5月31日、東京電力から「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告（中間報告）」が提出されました（5月31日お知らせ済み）。

2. 原子力安全・保安院の対応

当院は、東京電力から提出された報告内容の妥当性を評価するため、福島第二原子力発電所に6月6日から8日にかけて立入検査を実施し、添付のとおり、原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況を別添のとおり評価をとりまとめました。

添付1：東京電力株式会社福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況」の確認結果について（概要）

添付2：東京電力株式会社福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況」の確認結果について（略）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力防災課長 金子 修一
担当者：児玉、野川

電話：03-3501-1511（内線4911）
03-3501-1637（直通）

東京電力株式会社福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況」の確認結果について（概要）

平成24年7月5日
原子力安全・保安院

1. 経緯

- 福島第二原子力発電所4号機については、冷温停止維持のための設備について復旧が完了したことから、東京電力から「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告（中間報告）」が5月31日に提出された。
- このため、保安院は、6月6日～8日において原災法に基づく立入検査を実施し、今回、4号機の復旧完了に係る確認結果を取りまとめた。

2. 復旧状況の確認結果

- 4号機については、原子炉冷却用設備の電源盤・ケーブルの復旧及び原子炉冷却材浄化系ページラインの復旧がすべて完了したことを現場への立入により確認。（右表参照）
- また、各号機についても復旧計画に基づいて復旧工事を進めている（右表参照）ところではあるが、未だ仮設設備が多く設置されていることに鑑み、通常の巡視点検に加えサーモグラフィ診断等を実施するなど、仮設設備の維持管理が適切に実施されていることを現場への立入及び記録により確認。
- 仮設設備に対する自然災害への対応として、緊急安全対策訓練、総合火災訓練に加え、電源車の起動や運転員のPCVペント操作訓練等についても実施していることを記録により確認。
- 福島第二原子力発電所から放射性物質の異常な放出が発生していないことを主排気筒モニタや海水への放出口モニタ等の記録により確認
- 福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出により、福島第二原子力発電所敷地内が汚染していることから、敷地内であっても線量の高い場所を「管理対象区域」として設定し、作業員に対して個人線量計の携帯やタイベックを着用させる等、放射線防護対策が実施されていることを現場への立入及び記録により確認。
- 1号機、2号機及び4号機については、原災法第15条事象が発生し、冷温停止に至るまで通常時と異なる圧力や温度等の履歴があったことから、施設に対する影響の評価が必要であるところ、評価を行う対象の抽出は本年3月末に完了し、現在、抽出された機器について評価中であることを記録により確認。

12

3. まとめ

- 今回、東京電力による福島第二原子力発電所の原子力災害事後対策の実施状況について、立入検査において確認した結果、復旧計画書に基づく原子力災害事後対策が着実に実施され、4号機については復旧が完了したと評価する。
- 今後も、福島第二原子力発電所の原子力災害事後対策の実施状況については、現地に常駐している原子力防災専門官等により適時確認を行うこととするが、各号機における冷温停止維持のための設備等の復旧が完了した段階で、立入検査によりその復旧状況について厳格に確認することとする。

4号機の冷温停止維持のための設備復旧

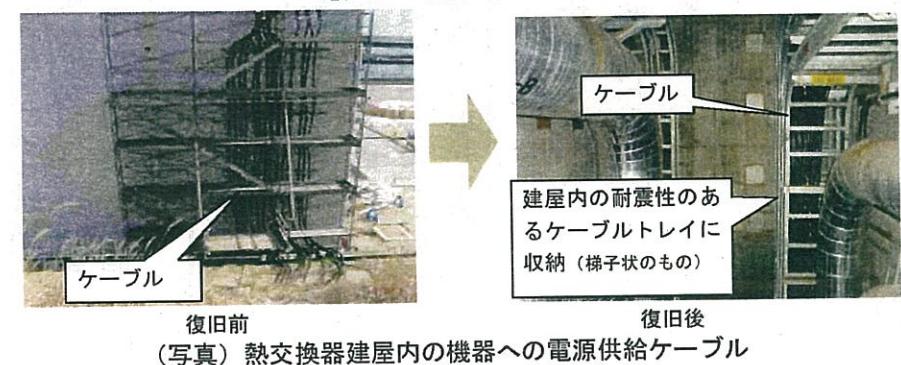
冷温停止維持のための設備		復旧内容		
系統名	設備名	仮設復旧内容	本設復旧内容	完了日
○残留熱除去機器冷却系 ○残留熱除去機器冷却海水系 ○非常用ディーゼル発電設備冷却系	電源盤・ケーブル ポンプを動かすための電動機に電気を供給する設備	津波の被災が無かつた原子炉建屋等の電源盤から仮設ケーブルを敷設し、電動機に電気を供給。	熱交換器建屋内に電源盤を新設し、仮設ケーブルから本設ケーブルへ繋ぎ替えを実施。	5/16
○原子炉冷却材浄化系	バージライン ポンプの軸受に注水するための配管	純水補給水系からバージラインへの仮設配管を設置し運用。	復水貯蔵タンクの水質改善が完了し、復水貯蔵タンクからバージラインへの本設配管へ復旧	5/17

各号機の復旧計画の進捗状況

	平成23年度	平成24年度	
		上半期	下半期
1号機	▽(復旧計画提出) 進捗率41%	6月末時点	平成25年3月完了予定▽
2号機	進捗率43%		本年12月完了予定▽
3号機	進捗率69%	本年9月完了予定▽	
4号機	進捗率100%	←5/17完了	

*進捗率については、「冷温停止をより一層確実にするための設備」に対する復旧状況について示したもの。

【参考 4号機の復旧状況】



平成24年7月10日
原子力安全・保安院

東北電力株式会社女川原子力発電所3号機における チャンネルボックス上端の一部欠損に対する燃料集合体の 損傷の確認の実施等について指示しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、本日（平成24年7月10日）、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）から定期検査中の女川原子力発電所3号機において、燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）に一部欠損が確認され、また、複数の燃料集合体に同様の欠損の可能性がある旨について報告を受けました。

この報告を受け、当院は、東北電力に対し燃料集合体の損傷等についての確認等を行い報告するよう指示しました。

今後、当院は、東北電力から提出される報告の内容について、厳格に確認していきます。

1. 東北電力からの報告の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等に対する炉内燃料への影響を確認するため、女川原子力発電所3号機において、本年5月21日より燃料外観検査を実施していたところ、本年6月15日に移動した燃料のチャンネルボックス^{※1}上端のクリップ^{※2}接合部付近に、欠損（長さ約1.9mm）が確認されました。

本事象を踏まえ、本年6月26日から、同号機の使用済燃料プールにある燃料全てを対象に外観観察を実施していたところです。これまでに同様の欠損の可能性があるチャンネルボックスが他にも確認されており、現在、点検結果をとりまとめています。

※1：燃料集合体に取り付けられる四角い筒状の覆い。

※2：燃料集合体にチャンネルボックスを着脱するための工具を取り付けるため及びチャンネルボックスを固定するために使用する部位。

2. 本件による女川原子力発電所3号機の安全性への影響

現在、同発電所3号機の燃料は全て使用済燃料プールに保管され、冷却されていることから、安全上の問題はありません。

また、これまで確認されたのは、チャンネルボックス上端のクリップの一部欠損であり、チャンネルボックス全体の変形等は確認されていません。

なお、チャンネルボックス上部のクリップは、チャンネルボックス取り付け

時のつり下げ用及びチャンネルボックスの固定用に取り付けているものであり、万一、クリップが全て欠損しても、燃料集合体の構造上、チャンネルボックスと燃料が離れないよう設計されています。

3. 当院の対応

当院では、本事象について、現地の原子力保安検査官が発電所にて状況を確認しています。

また、東北電力からの報告を受け、当院は、東北電力に対して、以下の項目を実施し、その結果を本年8月10日までに当院へ報告するよう指示しました。

- ①女川原子力発電所1号機～3号機のチャンネルボックス上部のクリップを含む燃料集合体全体の損傷等の確認
- ②上記損傷等に対する燃料集合体全体の健全性評価及び原子炉施設への影響評価
- ③上記損傷等に係る原因究明及び再発防止対策
- ④上記損傷に伴い生じると考えられる金属片による原子炉施設への影響評価及び対策

今後、当院は、東北電力から提出される報告の内容について、厳格に確認していきます。

別添1：チャンネルボックス上端のクリップ接合部で確認された欠損

別添2：東北電力株式会社女川原子力発電所第3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損について（指示）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

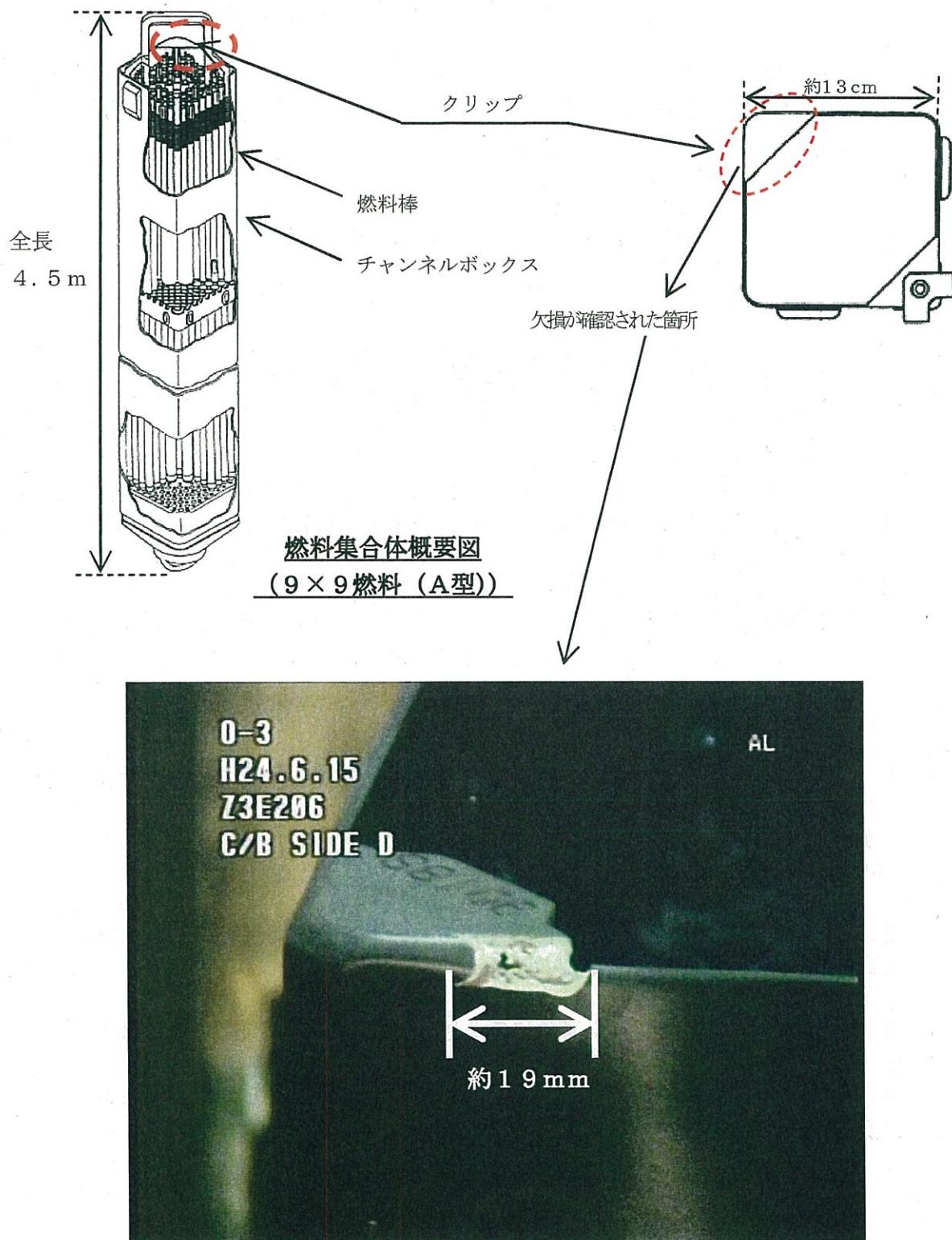
原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：石垣、今里、忠内

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

チャンネルボックス上端のクリップ接合部で確認された欠損



(別添2)

経済産業省

20120710原院第2号
平成24年7月10日

東北電力株式会社
取締役社長 海輪 誠 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行
NISA-163d-12-2

東北電力株式会社女川原子力発電所第3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年7月10日、貴社から、定期検査中の貴社女川原子力発電所第3号機に関し、燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）に欠損が確認され、また、複数の燃料集合体に同様の欠損が生じている可能性があることについて報告を受けました。

この報告を受け、当院は、貴社に対し、下記について実施し、その結果を平成24年8月10日までに報告することを求めます。

記

1. 貴社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の炉内及び使用済燃料プールにある燃料集合体について、チャンネルボックス上部（クリップ）の欠損を含む燃料集合体の損傷、変形等（以下「燃料集合体の損傷等」という。）の確認
2. 1.において確認された燃料集合体の損傷等に対する燃料集合体の健全性の評価及び原子炉施設への影響の評価
3. 1.において確認された事象に係る原因の究明及び再発防止策の策定
4. チャンネルボックス上部（クリップ）の損傷に伴い生じると考えられる金属片による原子炉施設への影響の評価及び対策

平成24年7月12日
原子力安全・保安院

「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書」について変更の報告を受けました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付で、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、原子炉等規制法の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求めました。東京電力からは、順次、施設運営計画の報告が提出されているところ、本日、東京電力から、福島第一原子力発電所の管理対象区域内で使用された下着類の洗濯及び再使用に関する報告書の変更の報告を受けましたので、お知らせいたします。当院は提出された報告書の変更について、慎重に評価してまいります。

1. 経緯

(1) 当院は、東京電力に対して、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」ステップ2終了から原子炉の廃止に向けての作業開始まで、準備期間（2年程度以内）における東京電力福島第一原子力発電所の安全を確保するための基本目標及び要件を「中期的安全確保の考え方」として定め、東京電力に計画的対応を求め、併せて、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求めました。

「中期的安全確保の考え方」において具体的には、①放射性物質の放出抑制・管理、②崩壊熱の適切な除去、③臨界防止、④水素爆発防止のために、東京電力が設置する設備等について、当院が定めた安全確保の基本目標及び要件に適合していることを求めています。（平成23年10月3日お知らせ済み）

(2) 当院は、東京電力が提出した、ステップ2の目標の一部である冷温停止状態の要件の一つである循環注水冷却システムに関する設備等に関する報告書（その1）、その他の項目に関する報告書（その2及びその3）について、順次、専門家の意見を聴取しながら、その内容について評価を行いました。

- ・「報告書（その1）」については、12月12日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告。
- ・「報告書（その2）」及び「報告書（その3）」については、平成24年4月19日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告。

（平成23年12月12日、平成24年4月19日お知らせ済み）

(3) 現在、当院は、東京電力から4月23日（6月5日、7月4日補正）及び7月4日に報告書の変更の提出を受け、専門家の意見を聴取しながら、その内容について評価をしているところです。なお、7月4日に提出された報告書の変更のうち、4号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施等については、7月12日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告しました。

（平成24年4月23日、6月5日、7月4日、7月12日お知らせ済み）

2. 報告書の変更について

本日（7月12日）、東京電力から報告書の変更について報告がありました。変更の主な内容は以下のとおりです。

- ・管理対象区域内で使用された東京電力が貸与する下着類を福島第二原子力発電所の洗濯設備で洗浄して福島第一原子力発電所で再使用することについて記載を追加

3. 当院の対応について

当院は、本日及び4月23日、7月4日に東京電力から提出された変更につきまして、専門家から意見を伺いつつ厳正にその内容の妥当性について評価してまいります。

別添：「4. 放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものによる放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」（赤字：変更部分）（略）

※福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その3）（改訂）の変更に係る項目

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 金城、青木
鳩澤、伊藤

電話：03-3501-6289

東京電力株式会社から福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開について報告を受けました
2012年7月12日

原子力安全・保安院

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)は、平成23年9月30日、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)に対して、平成23年3月11日以降の福島第一原子力発電所事故に係る映像について公開されていないものがある場合には、確認され次第、速やかに公開すること等を要請しました。(平成23年9月30日お知らせ済み)

その後、平成23年10月5日及び平成23年11月11日に、東京電力から、公開されていない映像が確認された旨等の報告を受けていますが、本日(7月12日)、東京電力から新たに公開されていない映像が確認された旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開について(要請)」(平成23・09・30原院第1号)に対する回答について(その3)

(関連リンク)

(9月30日)東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開について(要請)

(10月5日)東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開における報告の受領について

(11月11日)東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開における報告の受領について(第2報)

略

[問い合わせ先]

原子力安全・保安院 原子力防災課

電話(03)3501-1637(直通)

▲ PageTop

閉じる

原管発官 24 第 228 号
平成 24 年 7 月 12 日

経済産業省
原子力安全・保安院長
深野 弘行 殿

東京電力株式会社
代表執行役社長
廣瀬 直己

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開について（要請）」
(平成 23・09・30 原院第 1 号) に対する回答について（その 3）

上記の要請文書について、下記のとおり回答いたします。

記

当社福島第一原子力発電所事故に係る平成 23 年 3 月 11 日以降の映像につきまして、
公開されていないことが確認できたものを、これまで 23 年 10 月 5 日、および同年 11
月 11 日にご報告いたしました。その後、引き続き当該映像の確認を続けた結果、公開
すべきものがありましたので、これらについて別添の映像リストのとおりご報告いたし
ます。

今後とも、映像については適時適切に公開に努めてまいります。

以上

別添：映像リスト（平成 24 年 7 月 12 日現在）

2012/07/12現在

東京電力株式会社

映像リスト

～福島第一原子力発電所にて3/11以降に撮影した映像で現時点で公開されていないことが確認できたもののリスト～

映像名	撮影年月日	公開年月日	公開方法	備考
津波襲来時の状況	23.3.11	24.7.9	ホームページで公開	写真 33枚 午後3時35分～4時1分 集中廃棄物処理施設 (プロセス主建屋)より 撮影 撮影者:当社関連企業 社員

以上

平成24年7月12日

原子力安全・保安院

施設運営計画に係る報告書（その2）の変更を踏まえた東京電力 株式会社福島第一原子力発電所の保安規定変更認可申請書を受理しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、本日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から施設運営計画に係る報告書（その2）の変更等を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請書を受理しましたのでお知らせいたします。今後、当院では、提出された申請書の妥当性について、厳格に審査してまいります。

1. 経緯

本日（7月12日）、7月4日に提出された施設運営計画に係る報告書（その2）の変更のうち、以下について、当院としての評価をとりまとめ、その結果を原子力安全委員会へ報告しました。

- ・4号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施
- ・4号機の燃料取り出し用カバーの換気設備の変更

2. 保安規定の変更認可申請書の概要

本件は、平成24年7月12日に評価された施設運営計画に係る報告書（その2）の変更を踏まえて、4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し、運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱いを追加すること等に伴う変更です。

3. 当院の対応

今後、当院では、提出された申請書の妥当性について、厳格に審査してまいります。

（別添）東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：米山、今里、高塚、及川

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

変更前					変更後					備考	
(品質保証計画) 第122条の2 (中略)					(品質保証計画) 第122条の2 (中略)					変更なし	
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル ①本品質保証計画、②原子力品質保証規程 (Z-21) c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録					4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル ①本品質保証計画、②原子力品質保証規程 (Z-21) c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録						
第122条の2 の関連条項	原子力品質保証規程の関連 条項	名 称	文書番号	管理箇所	第122条の2 の関連条項	原子力品質保証規程の関連 条項	名 称	文書番号	管理箇所		
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター 品質保証計画書運用マニュ アル	FS-57	福島第一安定化セ ンター安全総括部	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター 品質保証計画書運用マニュ アル	FS-57	福島第一安定化セ ンター安全総括部		
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュ アル	NA-19	原子力品質監査部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュ アル	NA-19	原子力品質監査部		
d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書											
第122条の2 の関連条項	原子力品質保 証規程の関連 条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の 関連条文	第122条の2 の関連条項	原子力品質保 証規程の関連 条項	名 称	文書番号	第12章の 関連条文	
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167 条, 第168条	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167 条, 第168条
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マ ニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マ ニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131 条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131 条
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却 設備等の運転・保守管理マニュ アル	FS-57 · CP-001	福島第一安定化セ ンター冷却設備部	第126条, 第127 条, 第130条～第 133条, 第138条～ 第140条, 第 141条, 第142条, 第144条, 第167 条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却 設備等の運転・保守管理マニュ アル	FS-57 · CP-001	福島第一安定化セ ンター冷却設備部	第126条, 第127 条, 第130条～第 133条, 第138条～ 第140条, 第 141条, 第142条, 第144条, 第167 条
		高レベル放射性滞留水処理関 連設備の運転・保守管理マニュ アル	FS-57 · WT-001	福島第一安定化セ ンター水処理設備 部	第126条, 第127 条, 第130条, 第 132条, 第145条, 第146条, 第149 条, 第167条			高レベル放射性滞留水処理関 連設備の運転・保守管理マニュ アル	FS-57 · WT-001	福島第一安定化セ ンター水処理設備 部	第126条, 第127 条, 第130条; 第 132条, 第145条, 第146条, 第149 条, 第167条
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127 条, 第138条～第 143条, 第147条, 第148条, 第167 条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127 条, 第138条～第 143条, 第147条, 第148条, 第167 条
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137 条, 第167条			運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137 条, 第167条

変更前					変更後					備考	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・ PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条、第147条、第148条、第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・ PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条、第147条、第148条、第167条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条、第131条、第132条、第140条の2、第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条、第131条、第132条、第140条の2、第167条
		免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・ 1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条、第132条、第148条、第167条			免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・ 1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条、第132条、第148条、第167条
6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・ 1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・ 1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定期試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条、第138条、第142条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定期試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条、第138条、第142条
		作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条			作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・ PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条、第138条、第140条、第141条、第143条、第144条、第146条、第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・ PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条、第138条、第140条、第141条、第143条、第144条、第146条、第167条
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条、第140条、第140条の2、第141条、第142条、第147条、第148条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条、第140条、第140条の2、第141条、第142条、第147条、第148条
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条
6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・ RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・ RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・ RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6、第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・ RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6、第167条
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条、第158条～第164条	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条、第158条～第164条
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条、第153条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条、第153条の2
		福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条、第167条			福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条、第167条
6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・ SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・ SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条
(2)要領、要項、手引等の手順書 (3)部門作成文書 (4)外部文書 (5)上記①②③④で規定する記録					(2)要領、要項、手引等の手順書 (3)部門作成文書 (4)外部文書 (5)上記①②③④で規定する記録					・4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出しに係る変更	
(省略)					(省略)						

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という。）は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務（福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。）を統括管理する。</p> <p>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、安定化センターに関わる業務の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(3) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質・安全グループは、本章で定める各設備等のうち、原子力安全の総括（安全評価を含む。）、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括（電源車管理を含む。）、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という。）は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務（福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。）を統括管理する。</p> <p>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、安定化センターに関わる業務の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(3) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質・安全グループは、本章で定める各設備等のうち、原子力安全の総括（安全評価を含む。）、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧、<u>4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し・運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い</u>並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括（電源車管理を含む。）、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 計装第三グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p>	<p>・4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出しに係る変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、放射線防護に係る装備品の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、放射線防護に係る装備品の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>・変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第156条</p> <p>周辺監視区域は、図156に示す区域とする。</p> <p>2. 防護管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図156</p> <p>周辺監視区域 敷地境界</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 起高止留槽 ⑦ 廃液管理池 ⑧ 活性炭式希ガスホールダーフィルタ装置 ⑨ 通用補助共用施設 ⑩ リサイクル発電機建屋 ⑪ サイリニカ ⑫ 定格用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 通用溶接用機器保管倉庫建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第156条</p> <p>周辺監視区域は、図156に示す区域とする。</p> <p>2. 防護管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図156</p> <p>周辺監視区域 敷地境界</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 起高止留槽 ⑦ 廃液管理池 ⑧ 活性炭式希ガスホールダーフィルタ装置 ⑨ 通用補助共用施設 ⑩ リサイクル発電機建屋 ⑪ サイリニカ ⑫ 定格用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 通用溶接用機器保管倉庫建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋 <p>記載の適正化</p>	

変更前	変更後	備 考
(なし)	<p><u>第8節 4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し、運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い</u></p> <p><u>(4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し、運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い)</u></p> <p><u>第169条</u></p> <p>機械第三GMIは、「INM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、4号炉使用済燃料プールから新燃料を取り出す場合及び新燃料を運用補助共用施設に運搬及び貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 4号炉使用済燃料プールから新燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①燃料落下防止措置を講じること。 ②新燃料その他重量物は使用済燃料上を通過させないこと。 ③新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 <p>(2) 管理対象区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①容器落下防止措置を講じること。 ②車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 ③法令に定める危険物と混載しないこと。 ④新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 ⑤法令に適合する容器に封入すること。 ⑥容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 <p>(3) 運用補助共用施設において、新燃料を使用済燃料共用プールに移動する場合、使用済燃料共用プールから取り出す場合及び貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用補助共用施設建屋クレーン又は燃料取扱機を使用すること。 ②新燃料その他重量物は使用済燃料上を通過させないこと。 ③新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 ④新燃料は使用済燃料共用プールに貯蔵すること。 ⑤使用済燃料共用プールの目つきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 <p>(4) (1), (2) 又は (3) の場合において、異常が認められたときには必要な措置を講じる。</p>	・4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出しに係る変更

変更前	変更後	備 考
<p>附　　則</p> <p>附則（平成24年7月3日　平成24・05・11原第14号） (施行期日) 第1条 この規定は、平成24年7月12日から施行する。.</p> <p>(省略)</p>	<p>附　　則</p> <p>附則（平成　年　月　日　平成　・　原第　号） (施行期日) 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可の翌日から施行する。</p> <p>(省略)</p>	

平成24年7月17日

原子力安全・保安院

施設運営計画に係る報告書（その2）の変更を踏まえた東京電力 株式会社福島第一原子力発電所の保安規定を認可しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、本日（平成24年7月17日）、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の施設運営計画に係る報告書（その2）の変更等を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請書について審査し、申請を認可しました。

1. 経緯

（1）当院は施設運営計画に係る報告書（その2）の変更*について、平成24年7月12日に評価を実施しました。（平成24年7月12日にお知らせ済み）

*4号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施、4号機の燃料取り出し用カバーの換気設備の変更

（2）上記評価結果等を踏まえて、同日に東京電力から、4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し、運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱いを追加すること等を踏まえた保安規定の変更認可申請書の提出があり、当院ではこれを受理しました。（平成24年7月12日にお知らせ済み）

2. 当院の保安規定の申請に係る審査結果について

当院では、東京電力から申請された保安規定を審査するに当たっては、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないものでないことを確認する観点から、当院が評価を行った施設運営計画を適切に反映したものとなっていること等を審査したところ、特段の支障はないものと認められたことから、保安規定の変更認可を行いました。

（今回の変更で盛込まれた主な規定内容）

- 4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し、運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い
- 上記の実施に伴う職務範囲の変更 等

（別添）東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：米山、今里、高塚、及川

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

平成24年7月19日
原子力安全・保安院

原子力施設の事故・トラブルに対する

I N E S (国際原子力・放射線事象評価尺度) 評価を行いました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年7月13日、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会I N E S評価小委員会を開催し、原子力施設の事故・トラブルに対するI N E S[※]評価について審議を行いました。

これを踏まえ、本日（7月19日）、当院はI N E S最終評価を確定しましたので、お知らせします。

1. 経緯

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）では、平成24年7月13日、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会I N E S評価小委員会（委員長：関村直人 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し、8件の原子力施設の事故・トラブルに対するI N E S評価について審議を行いました。これを踏まえ、本日（7月19日）、当院はこれら8件の事故・トラブルに対するI N E S最終評価を決定しました。

2. 評価内容

今回の評価対象8件のうち、東京電力福島第二原子力発電所における放射性物質を含む試料水の漏えいや（独）日本原子力研究開発機構再処理施設の主排気筒ダクトの腐食の貫通孔など3件をレベル1、九州電力玄海原子力発電所3号機での充てんポンプ主軸欠損事象など5件をレベル0ーと評価しました。

各事故・トラブルの概要及びI N E S最終評価は別紙のとおりです。

※ I N E S (国際原子力・放射線事象評価尺度) とは、原子力発電所等の事故・トラブルについて、それが安全上どの程度のものかを表す指標です。評価は3つの基準（基準1：人と環境、基準2：施設における放射線バリアと管理、基準3：深層防護）に基づいて行われ、最も高いレベルがその事故・トラブルの評価レベルとなります。評価レベルは、レベル0（安全上重要ではない事象）からレベル7（深刻な事故）まであります。レベル0は評価尺度未満の安全上重要ではない事象であり、0+は安全に影響を与える事象、0-は安全に影響を与えない事象として区分しています。詳細

は参考資料「INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）について」を御参照ください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力事故故障対策・防災広報室長 古金谷 敏之

担当者：斎藤、小澤

電話：03-3501-1511（内線4911）

03-3501-1637（直通）

評価結果一覧

	発生日	施設名	件名	最終評価	判断理由
1	平成24年3月27日	東京電力(株) 福島第二原子力発電所	非管理区域での放射性物質による汚染の確認	1	プラント停止中、分析のために所外から搬入された放射性物質を含む試料水が、非管理区域でわずかに漏えいしたものであるが、当該運搬は技術上の基準に適合していない安全防護層がない状態であり、汚染が拡大する可能性もあったため、レベル1と判断。
2	平成24年3月30日	中部電力(株) 浜岡原子力発電所 5号機	復水貯蔵槽内張材の貫通孔の確認	0-	プラント停止中に復水貯蔵槽の内張材に貫通孔を確認したものであるが、系外への水の漏えいは確認されておらず、非常用炉心冷却系の水源としての機能も満足していたため、原子炉施設の安全性に影響を与えない事象と判断。
3	平成24年4月4日	東北電力(株) 女川原子力発電所 1号機	非常用補機冷却海水系ポンプの故障	0-	プラント停止中、非常用補機冷却海水ポンプ1台が故障し使用できなくなったものであるが、別のポンプが自動起動し正常に運転したため、原子炉施設の安全性に影響を与えない事象と判断。
4	平成23年12月16日	九州電力(株) 玄海原子力発電所 3号機	充てんポンプの主軸の折損	0-	プラント停止中、充てんポンプ 1 台の主軸が折損したものであるが、予備の充てんポンプ 2 台が健全であり、その中の 1 台に切り替えて運転を継続したため、原子炉施設の安全性に影響を与えない事象と判断。
5	平成24年3月29日	関西電力(株) 高浜発電所 3号機	蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査による有意な指示	0-	定期検査中の渦流探傷検査において蒸気発生器の伝熱管に有意な信号指示を発見したものであるが、過去の運転記録から1次冷却材の漏えいは無いことから、原子炉施設の安全性に影響を与えない事象と判断。

注) 原子力発電所(実用発電用原子炉及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉)においては、レベル0のトラブルを「レベル0- (安全に影響を与えない事象)」と「レベル0+ (安全に影響を与える事象)」に分類して評価を実施。

	発生日	施設名	件名	最終評価	判断理由
6	平成22年8月26日	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゆ	炉内中継装置の変形	0-	プラント停止中、炉内中継装置が落下したものであるが、燃料を取り扱っていない時の事象であり、原子炉施設の安全性に影響を与えない事象と判断。
7	平成23年9月13日	(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設	高放射性廃液貯槽の換気 プロワの一時停止	-1	高放射性廃液貯槽の換気プロワの一時停止による放射性物質の閉じ込めに係わる潜在的な影響としては大きい事象であるが、バウンダリー(貯槽等)、貯槽の冷却系、建屋換気系が健全であることからレベル1と判断。
8	平成23年10月28日	(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設	主排気筒ダクトの貫通孔	1	排気筒ダクトに貫通孔が確認されたもので、放出前の濃度確認等の放出管理がなされており、想定される放出量での線量評価においても、法令で定める周辺区域外の年間の線量限度を十分に下回っているため引き下げも考えられるが、過去に起った同様の事象の経験の反映ができていないため、レベル1と判断。

注) 原子力発電所(実用発電用原子炉及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉)においては、レベル0のトラブルを「レベル0- (安全に影響を与えない事象)」と「レベル0+ (安全に影響を与える事象)」に分類して評価を実施。

(参考)

INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)について

- INESは、国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構の原子力機関(OECD/NEA)が、原子力施設等の個々の事故・トラブルについて、それが安全上どのような意味を持つものかを簡明に表現できるような指標として策定し、1992年3月に加盟各国に提言したもの。
- 我が国においても、1992年8月1日から国際原子力事象評価尺度(INES: International Nuclear Event Scale)の運用を開始。2010年4月1日からは、放射線源及び放射性物質の輸送に関する評価を含んだ2008年版の国際原子力・放射線事象評価尺度(INES: The International Nuclear and Radiological Event Scale)を用いて評価を行っている。その運用においては、事故・トラブル発生後原子力安全・保安院が暫定評価を行い、原因と再発防止策がとりまとまり最終的な事故報告を受けた後、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会INES評価小委員会(委員長: 関村 直人 東京大学大学院工学系研究科 教授)における審議を踏まえ、原子力安全・保安院が最終評価を行っているもの。

(原子力施設等の事象の国際評価尺度)

レベル		基準		
		基準1 人と環境	基準2 施設における放射線バリアと管理	基準3 深層防護
事 故	7 (深刻な事故)	・計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。 旧ソ連・ Chernobyl 原子炉事故 (1986年)		
	6 (大事故)	・計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。		
	5 (広範囲な影響 を伴う事故)	・計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。 ・放射線による数名の死亡。	イギリス・ Windsor ケーブル 原子炉事故 (1957年)	・炉心の重大な損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大規模放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。
	4 (局所的な影響 を伴う事故)	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうなもじ程度の放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも1名の死亡。	JCO臨界事故 (1999年)	・炉心インベントリーの0.1%を超える放出につながる燃料の浴没または燃料の損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。
異常 な 事 象	3 (重大な異常事象)	・法令による半時間度の10倍を超える作業者の被ばく。 ・放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど)。		・運転区域内で0.1 Sv/時を超える被ばく曝露。 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低いが被ばく予想していい区域での重大な汚染。
	2 (異常事象)	・10 mSvを超える公衆の被ばく。 ・法令による半時間度を超える作業者の被ばく。		・50 mSv/時を超える運転区域内の放射線レベル。 ・設計で予測していない施設内の区域での相当量の汚染。
	1 (逸脱)			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 ・十分な安全防護層が残ったままの状態での身元不明の高放射能密封容器、装置、または前述シケーブの見見。 ・高放射能密封容器の不適切な梱包。
尺度未満	0 (尺度未満)	安全上重要ではない事象		
評価対象外		安全に関係しない事象		

注)INESが正式に運用される以前に発生したトラブルについては、推定で公式に評価されたレベルもしくは試行で評価されたレベルを表記。

平成24年7月23日
経済産業省
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～3号機における
運転上の制限の逸脱及び復帰について報告を受けました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年7月20日、東京電力（株）から、福島第一原子力発電所1～3号機の運転上の制限^{*1}の逸脱及び復帰について、以下のとおり報告を受けました。

（東京電力（株）からの報告内容）

福島第一原子力発電所において、平成24年7月20日18時20分頃、1～3号機の原子炉及び格納容器に窒素を供給している窒素ガス封入設備のうち、高台窒素ガス分離装置用のディーゼル発電機周辺から燃料油が漏えいしていることが東京電力社員のパトロールで発見されました。

窒素ガス封入設備については、窒素ガス分離装置1台が運転中及びバックアップとして高台窒素ガス分離装置が動作可能であることが保安規定の運転上の制限で求められており、高台窒素ガス分離装置が動作可能ではないと判断したため、7月20日19時14分に運転上の制限の逸脱を宣言しました。

その後、燃料油の漏えい調査を行い、当該のディーゼル発電機のエンジン上部のゴムホースと燃料油フィルタのゴムホースからの漏えいであることを確認し、7月20日19時36分、応急措置により漏えい（約20リットル）は停止しました。

当該ディーゼル発電機を予備機に取り替え、試験運転を行い、問題ないことを確認したことから、7月21日2時29分、運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言しました。

なお、当該高台窒素ガス分離装置はバックアップであり、1～3号機における窒素封入については、窒素ガス分離装置2台の並列運転が継続されておりましたので、直ちに問題となるものではありません。

（当院の対応）

モニタリングポスト等の有意な上昇もないため、本事象による外部への放射性物質の影響はありません。

保安規定の運転上の制限の逸脱を受けて、現地駐在の原子力保安検査官は、立入検査を行い、保安規定の遵守状況について確認し、運転上の制限の逸脱から復帰したことを現地で確認しました。

今後、事業者が行う原因究明及び是正処置について確認します。

*1 運転上の制限の逸脱とは、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数が定められているものです。これを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが求められます。なお、定められた時間内に当該機器を復旧させるか、または出力低下などの予め定められた措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

【問い合わせ先】

原子力安全・保安院 原子力発電検査課

電話：03-3501-9547

平成24年7月23日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して保安検査を実施します

原子力安全・保安院（以下、「当院」という）は、平成24年7月3日に、東京電力福島第一原子力発電所の施設運営計画（その2、その3）を反映した保安規定の認可を行いました。

これを受け、当院は、平成24年7月24日から8月10日まで（約3週間）の予定で、保安検査を実施し、設備の維持管理及び状態の監視、継続的な改善等が保安規定に照らして適切に実施されているか確認いたします。

保安検査の結果等の公表については、当院より公表することとしています。

1. 概要

原子力安全・保安院（以下、「当院」という）は、平成24年7月3日に、東京電力福島第一原子力発電所の施設運営計画（その2、その3）^{*1}を反映した保安規定の認可を行いました。

これを受け、当院は、平成24年7月24日から8月10日まで（約3週間）の予定で、保安検査^{*2}を実施し、設備の維持管理及び状態の監視、継続的な改善等が保安規定に照らして適切に実施されているか確認を行います。

※1 : 施設運営計画（その2、その3）とは、格納容器ガス管理、使用済燃料プール冷却、がれき等の固体廃棄物の管理、放射線防護及び管理等に係る設備の運用計画を定めたもの。なお、施設運営計画（その1）は、「冷温停止状態」の維持に必要な循環注水冷却システムに係る設備の運用計画を定めたもの。

※2 : 保安検査とは、原子炉施設の運転に関し、保安のために必要な事項を定めた保安規定の遵守状況について、定期的に行う検査のことです。

2. 保安検査の実施について

○検査内容

①施設運営計画（その2、その3）の内容が反映された保安規定に対する実施体制及び遵守状況の確認をします。

②前回の保安検査（2月6日～24日実施）において確認された保全計画の未策定に係る保安規定違反に対する改善状況について、経営層によるマネジメントを含めた確認を行います。

③福島第一原子力発電所において発生した漏えい事象などへ当院から指示した事項^{*3}への対応状況について、当院における評価の状況に併せて、該当する発電所内の設備等における改善状況について確認します。

※3 : 福島第一原子力発電所では、当院の指示に基づき、非常用炉注水設備及び汚染水処理設備等における漏えい防止対策等への対応を実施しています。

○検査方法

保安規定に対する実施状況及び遵守状況に関し、保安活動に必要な体制、保守管理、不適合事象への対応等が適切に実施されているかについて、マニュアル及び記録の確認、機器等の運転状態の現地確認、保安活動への立ち会い等により確認します。

○保安検査期間：平成24年7月24日～8月10日（3週間程度）

○検査体制：現地保安検査官 3名、当院（東京）職員 2名

3. 保安検査の結果について

検査終了日には、地元報道機関へ検査概要（速報）の説明を予定しております。最終的な検査結果は当院において、後日取りまとめ、公表いたします。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：米山、今里 舘内 岩永

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

平成24年7月23日
原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所第1～4号機に対する 「中期的安全確保の考え方」に関する東京電力からの報告書の変更のうち 原子炉建屋上部の高線量がれき等の保管等について評価しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付
けで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会
社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」（以下「中
期的安全確保の考え方」という。）を示し、東京電力に対し、原子炉等規制法の規定に基
づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画
及び安全性の評価について報告することを求めました。東京電力からは、順次、施設運
営計画の報告が提出されているところ。当院は、専門家からの意見を聴取しつつ、慎重
に評価し、確認を進めてきています。（平成24年7月4日までにお知らせ済み）

東京電力から、4月23日（6月5日、7月4付け補正）に、原子炉建屋上部の高線
量がれき等の保管等について、当院に提出があり、当院では7月6日に開催した意見聴
取会で専門家の意見を聴いて、慎重に評価を行い、本日当院としての評価結果をとりま
とめ、原子力安全委員会へ報告しましたのでお知らせいたします。

併せて、7月12日に、東京電力福島第一原子力発電所で発生した下着類を、東京電
力福島第二原子力発電所において洗濯して再使用する事について、当院に提出があり、
当院では専門家の意見を聴いて、慎重に評価を行い、本日当院としての評価結果をとりま
とめ、原子力安全委員会へ報告しましたのでお知らせいたします。

1. 経緯

（1）当院は、東京電力に対して、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向
けた道筋」ステップ2終了から原子炉の廃止に向けての作業開始まで、準備期間（2年
程度以内）における東京電力福島第一原子力発電所の安全を確保するための基本目標
及び要件を「中期的安全確保の考え方」として定め、東京電力に計画的対応を求め、
併せて、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運
営計画及び安全性の評価について報告することを求めました。

「中期的安全確保の考え方」において具体的には、①放射性物質の放出抑制・管理、
②崩壊熱の適切な除去、③臨界防止、④水素爆発防止のために、東京電力が設置する
設備等について、当院が定めた安全確保の基本目標及び要件に適合していることを求
めています。
（平成23年10月3日お知らせ済み）

（2）当院は、東京電力が提出した、ステップ2の目標の一部である冷温停止状態の要件
の一つである循環注水冷却システムに関する設備等に関する報告書（その1）、そ
の他の項目に関する報告書（その2及びその3）について、順次、専門家の意見を聴

取しながら、その内容について評価を行いました。

- ・「報告書（その1）」については、平成23年12月12日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告。
- ・「報告書（その2）」及び「報告書（その3）」については、平成24年4月19日に当院の評価結果を原子力安全委員会に報告。

（平成23年12月12日、平成24年4月19日お知らせ済み）

（3）保安院は、原子炉建屋上部の高線量がれき等の撤去等に関する施設運営計画について、専門家の意見を聴取しながら、その内容について評価していたところです。

（平成24年4月23日、6月5日、7月4日お知らせ済み）

（4）保安院は、東京電力福島第一原子力発電所の管理対象区域内で使用された東京電力が貸与する下着類を東京電力福島第二原子力発電所の洗濯設備で洗浄して福島第一原子力発電所で再使用することについて、専門家の意見を聴取しながら、その内容について評価していたところです。

（平成24年7月12日お知らせ済み）

2. 原子力安全委員会への評価結果の報告について

（1）本日（7月23日）、4月23日提出された報告書（その2）（その3）（6月5日、7月4日補正）の変更のうち、以下について、当院としての評価をとりまとめ、その結果を原子力安全委員会へ報告しました。

- ・原子炉建屋上部の高線量がれき等を撤去し、遮へい機能を有する固体廃棄物貯蔵庫に一時保管する。このため、固体廃棄物貯蔵庫内に保管している低線量のドラム缶等の一部を仮設保管設備（蛇腹ハウス）を設置して一時保管する。
- ・保管するドラム缶の管理は、三段積みとし、固縛、パレット連結及びドラム缶の重量制限により地震時の転倒防止を図る。
- ・伐採木保管エリアを追加・拡大し、覆土等の遮へいにより敷地境界の年間被ばく線量を他の放射線量と併せて1mSv以下とする。

（2）7月12日に提出された報告書の変更（東京電力福島第一原子力発電所で発生した下着類を、東京電力福島第二原子力発電所において洗濯して再使用する事）について、当院としての評価をとりまとめ、その結果を原子力安全委員会へ報告しました。

3. 評価結果の概要

（1）原子炉建屋上部の高線量がれき等の保管等について、以下を確認し、当院の示した基本目標の達成に必要であり、応急の措置として実施することは、公衆及び作業員の安全を確保する上でやむを得ないものと判断する。

- ①高線量がれき等を遮へい機能がある固体廃棄物貯蔵庫に一時保管することは、作業員の被ばく低減、敷地境界の線量低減に寄与するもの。
- ②仮設保管設備に保管するドラム缶は、他に適切な保管場所がないこと、表面線量率0.1mSv/h以下のものに限定し、立入制限やモニタリング等を行うこと。
- ③なお、東京電力では、仮設保管設備にドラム缶を仮置きする期間を約3年間とし、

仮置き後は今後検討する恒久的な設備へ移動する方針であること。

- ④伐採木については、敷地境界における被ばく線量を覆土により40分の1以下に低減することは、当面の線量低減対策としての必要性は認められる。なお、平成24年度末までに、新たに放出される放射性物質及び事故後に発生した放射性廃棄物からの放射線による敷地境界線量を年間1mSv未満にすること。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の管理対象区域内で使用された東京電力が貸与する下着類を東京電力福島第二原子力発電所の洗濯設備で洗浄して福島第一原子力発電所で再使用することについて、以下を確認し、公衆及び作業員の安全を確保する上でやむを得ないものと判断する。

- ①管理対象区域内で着用された下着類を持ち出す際には、スクリーニングレベルを超えないことを確認すること。
②当該運用にあたっては、福島第二原子力発電所で発生する使用済保護衣類の処理に支障を来さない範囲で行うとともに、洗濯廃液系の取り扱いにおいては福島第二原子力発電所の保安規定を遵守すること。

4. その他

当院は、これまでに提出されている報告書のその他の変更についても、引き続き、厳正にその内容の妥当性について評価を行ってまいります。

(別添) (略)

- 「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書」のうち「放射性物質に汚染された瓦礫等の放射性固体廃棄物の管理」、「放射線監視」及び「放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものによる放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」の変更に対する評価
- 「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書」のうち「放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものによる放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」の変更に対する評価

(参考資料) (略)

- 東京電力株式会社「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)(その3)」一原子炉建屋上部の高線量がれき等の保管等係る変更の概要

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 金城、青木
電話：03-3501-6289（直通）

平成24年7月24日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における下請企業社員の警報付きポケット線量計(APD)不正使用疑いに対し報告を求めました

原子力安全・保安院（以下、「当院」という）は、今月23日、東京電力から協力会社である株式会社東京エネシス（以下、「東京エネシス」という）に対する聞き取り調査の結果として、東京エネシスの下請企業作業員5名がAPDに鉛カバーを装着したとの証言があった旨の報告を受けました。

当院は、本日より東京電力福島第一原子力発電所において実施する保安検査の中で、線量管理について確認するとともに、東京電力に対して線量管理の強化、再発防止策について検討し、報告するよう求めました。

1. 概要

当院は、今月20日、東京電力から東京電力福島第一原子力発電所構内の放射線作業に従事する下請企業社員が、APDを鉛で覆い、被ばく線量が見かけ上、低く表示されるよう不正を行っていた疑いがあるため、現在調査中との連絡を受けました。

同日、当院から東京電力に対して、調査状況を速やかに報告するよう求め、23日及び24日、東京電力から協力会社である東京エネシスに対する聞き取り調査の結果として、東京エネシスの下請会社作業員5名が鉛カバーを装着していたとの証言があった旨の報告を受けました。

2. 東電からの調査状況の報告について

○東京電力による~~係~~東京エネシスからの聞き取り内容

東京エネシスが、下請企業に対して行った聞き取りにおいて、現場責任者から、昨年12月1日の作業時に5名の作業員が鉛カバーを装着した旨の証言が得られました。

現在、鉛カバーを装着したとされる、現場の作業員へのヒアリングを実施しており、そのうち3名は使用を認めました。

一方、上記5名以外の複数の社員からは、鉛カバーを装着したことはない旨の証言を得ています。

なお、詳細については引き続き聞き取り調査を行っています。

○今回の事案を踏まえた東京電力の対応

東京電力は、今回の事案を重く受け止め、放射線管理ルールの再徹底を7月23日に周知しました。

さらに、現在、福島第一構内で作業を実施している社員及び協力企業（元請・一次下請け）を対象に他に類似の事例がないか確認する観点から「個人線量計の使用に関して組織的に不正に関与する事例があったかどうか」をアンケート形式で調査を行うことを予定しています。

3. 当院の対応

- ①本日より実施を予定している東京電力福島第一原子力発電所に対する保安検査の中で、現場における線量管理の実態を改めて確認します。
- ②東京電力に対して、以下の事項を実施し、本年8月13日までに報告するよう求めます。
 - ・鉛カバーによる線量低減効果の評価等、今般の事案による線量管理に与える影響の評価
 - ・ガラス線量計やAPD等の機器の管理の徹底及び使用に関する保安教育の徹底等による再発防止策の策定
 - ・積算線量データ管理の強化など、線量計測又はデータ処理の不正を未然に防止するための仕組みの検討・構築
- ③中長期ロードマップに記載されている環境線量低減対策の着実な実施及び更なる拡充について検討し、中長期対策会議運営会議の中で適切にフォローアップします。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：米山、今里 館内 岩永

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

経済産業省

20120724原院第5号

平成24年7月24日

東京電力株式会社

代表執行役社長 広瀬 直己 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行

NISA-166d-12-9

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における下請企業従業員
における警報付ポケット線量計（A.P.D）不正使用の可能性につ
いて（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴社より、東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の放射線作業に従事する下請企業従業員が、警報付ポケット線量計（以下「A.P.D」という。）を鉛で覆い、被ばく線量が見かけ上低く表示されるよう不正を行っていた疑いがある旨及び貴社が実施した株式会社東京エネシスに対する聞き取り調査の結果として、下請企業従業員5名が鉛カバーを装着していたとの証言が得られた旨の報告を受けました。

当院は、上記のようなA.P.Dの不正使用が行われていた可能性に鑑み、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における放射線管理につき、平成24年8月13日までに下記の事項を実施し、報告するよう求めます。

記

1. 鉛カバーによる線量低減効果の評価等、今般の事案による線量管理に与える影響の評価
2. ガラス線量計やA.P.D等の機器の管理の徹底及び使用に関する保安教育の徹底等による再発防止策の策定
3. 積算線量データ管理の強化など、線量計測又はデータ処理の不正を未然に防止するための仕組みの検討・構築

平成 24 年 7 月 25 日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策実施計画 に関する更なる対応を指示しました

東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、昨年 12 月の原子力災害対策本部にてステップ 2 の完了を確認したものの、主要設備の仮設設備から恒久的な設備への更新による信頼性の向上及びガレキや周辺の廃棄物関連施設の遮へい対策等による線量低減などは、中期的な安全確保の前提です。今後、「中長期ロードマップ」の中で求められている措置につき、早急に具体化することが不可欠です。

このため、原子力安全・保安院（以下「当院」という）は、東京電力に対し、中長期の信頼性向上対策として優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を策定することを求め、本年 5 月 11 日に受理しました。（平成 24 年 3 月 28 日、5 月 11 日お知らせ済み）

本日、当院は、実施計画（平成 24 年 7 月 24 日改訂）の評価結果を取りまとめましたので、公表いたします。

さらに、当院は、当該評価結果に従って、4 つの更なる対応を求め、平成 24 年 8 月 31 日までにその実施状況を報告することを東京電力に対して指示しました。

1. 経緯

(1) 当院は、東京電力に対して、中長期の信頼性向上対策として、優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を策定し報告するよう求め、平成 24 年 5 月 11 日に受理しました。

当該実施計画において、具体的には、①プラントの安定状態維持・継続に向けた取組、②放射性物質の放出・貯蔵管理及び漏えい対策、③中長期の取組に向けた実施体制の整備を求めました。（平成 24 年 3 月 28 日、5 月 11 日お知らせ済み）

(2) 当院は、実施計画の内容の妥当性について、3 回にわたり意見聴取会を開催し、専門家の意見を聴取しつつ厳正に評価を進めてまいりました。

(3) 平成 24 年 7 月 24 日、東京電力から、これまでの意見聴取会の議論等をふまえた実施計画の改訂版の提出がありました。（平成 24 年 7 月 24 日お知らせ済み）

2. 当院の評価結果について

当院としても、実施計画において、

- ・ プラントの安定状態の維持・継続に向けた計画的な取り組みとして、仮設配管のポリエチレン管化等の設備等の更新計画や、劣化評価・点検結果に応じた保全計画の策定等が挙げられていること

・また、リスク評価に基づく対応として、タンクへの漏洩監視カメラの設置等の汚染・漏洩リスクの低減措置や、防火帯や監視カメラの位置などの火災リスク対策等が挙げられていること

などの東京電力の取り組みを確認しています。

一方で、個々の対策に対して、今後の課題として更なる深掘りや追加的な対応が必要であることを指摘しています。特に、早期に具体的な対応が不可欠であると考えられる点に関しては、別途、東京電力に対して指示文書を発出し、対応を促すこととしています。

3. 東京電力に対する指示について

当院は、当該評価結果に従って、東京電力に対して下記の項目を実施するとともに、平成24年8月31日までにその実施状況を報告することを求めました。

- (1) 具体的な供用期間が定められていない設備については、取替時期を明確化した保全計画を策定すること。また、使用済燃料プール冷却系については、冷却注水の停止が繰り返し発生しているため、制御系電源の多重化など必要な追加対策を実施すること。
- (2) 今後3年間の濃縮塩水や多核種除去設備等で処理した処理済水などの発生量を明らかにした上で、必要な容量の貯留タンクの増設計画を8月27日までに策定すること。
- (3) 追加的に放出される放射性物質等による敷地境界における実効線量を平成25年3月31日までに年間1ミリシーベルト以下となるよう、線量低減に係る対策を実施計画に従って行うとともに、追加的な対策の要否等について確認を行うこと。
- (4) 経営層自らが信頼性向上活動についての方針を明確化し、必要に応じて適切な資源配分を実現する組織体制を確立すること。

(別紙)

別紙1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画の評価（略）

別紙2：東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画に係る更なる対応について（指示）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 金城、今里

電話：03-3501-1511（内線4871）

03-3501-9547（直通）

経済産業省

20120725原院第4号
平成24年7月25日

東京電力株式会社
代表執行役社長 広瀬 直己 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行
NISA-111d-1.2-13

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策
に係る実施計画に係る更なる対応について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴社に対し、平成24年3月28日付け平成24・03・22原院第3号において、別紙に記載された事項について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画の策定を指示しました。

これを受けて貴社より同年5月11日に報告（7月24日改訂）のあった「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画」（以下「実施計画報告書」という。）について、本日、当院としての評価結果を取りまとめたところです。

当院は、当該評価結果に従って、下記の項目を実施するとともに、同年8月31日までにその実施状況を報告することを求めます。

記

1. 実施計画報告書において信頼性向上対策を講じるとされている設備のうち、具体的な供用期間が定められていない設備については、今後の状態監視や定期的な点検等の結果を踏まえて、取替時期を明確化した保全計画を策定すること。また、使用済燃料プール冷却系については、冷却注水の停止が繰り返し発生していることを受け、制御系電源の多重化など必要な追加対策を実施すること。

2. 今後3年間の濃縮塩水や多核種除去設備等で処理した処理済水などの水の発生量を明らかにした上で、必要な容量の貯留タンクの増設計画を同年8月27日までに策定すること。
3. 追加的に放出される放射性物質及び敷地内に保管する放射性廃棄物等による敷地境界における実効線量を平成25年3月31日までに年間1ミリシーベルト以下となるよう、各々の放射性廃棄物の取扱方針を明らかにした上で、具体的な線量低減に係る対策を実施計画に従って実施するとともに、定期的に実施状況を確認し、追加的な対策の要否等について検討を行うこと。
4. 自発的かつ継続的な信頼性向上の取組を実施するために、経営層自らが信頼性向上活動についての方針を明確化し、その活動状況を確認するための仕組みを構築した上で、必要に応じて適切な資源配分を実現する組織体制を確立すること。また、その活動状況を外部からも検証できるようにすること。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の設備・機器に関する中
長期の信頼性向上対策

1. プラントの安定状態維持・継続に向けた取組

(設備・機器の信頼性の維持・向上)

- 放射性物質の放出抑制・管理機能、原子炉冷却機能、臨界防止機能、水素爆発防止機能、汚染水の処理・貯蔵機能等を維持するために必要な設備について、仮設設備から恒久的な設備に更新する等長期間の使用に耐え得るよう信頼性を向上・維持すること。
 - 電源について、仮設設備から恒久的な設備へ更新するなど、長期間の使用に耐えうるよう信頼性を向上・維持すること。
 - これまでに地震、津波により想定されるリスクを評価していない設備・機器又は今後更新等する新たな設備・機器について、地震、津波により想定されるリスクを評価し、耐震性の確保、汚染水の流出防止等について必要な対策を実施すること。
 - 循環注水冷却システムに係るポンプ、弁、配管、ホース等について、長期間の使用に耐え得るよう信頼性を向上させるとともに、循環注水冷却システムを小ループ化すること。
 - タービン建屋地下階への地下水の流入等により、高濃度放射性滞留水の処理済水貯蔵量が増加していることを踏まえ、地下水流入量の抑制するための対策を実施するとともに、十分な貯蔵容量の確保を行うこと。また、タンク等の漏えい対策の強化を進めるとともに、万一の漏えいによるリスクを小さくし、処理済水の放射性物質濃度を可能な限り低減させるため、多核種処理設備等を設置すること。
 - 圧力容器及び格納容器内の状態（炉心燃料・デブリの冷却状況、未臨界状態等）を監視するため、温度計を始めとする既設の計装機器の信頼性を確保するとともに、代替システムを設置すること。
- (経年劣化)
- 原子炉建屋に係るコンクリート構造物、格納容器、注水系配管等に係る経年

劣化とその安全性の影響評価を実施し、必要な機能を維持するための対策を実施すること。

- コンクリート構造物、容器、配管等のうち海水による腐食からなる経年劣化等により、構造強度の低下が懸念されるものについて、耐震性を含む構造強度について評価し、必要な補強等を実施すること。

(火災対策)

- 火災発生のリスク及びその影響を評価し、防火帯の設置、火災に対する監視の強化、散水及び防火訓練の実施等の対策を実施すること。特に伐採木の貯蔵等の新たな火災発生リスクに対処すること。

2. 放射性物質の放出・貯蔵管理及び漏えい防止対策

- 第2号機のブローアウトパネルの閉止等による建屋等の放射性物質閉じ込め機能の回復、滞留している高濃度放射性汚染水の処理等により、放射性物質の放出、高濃度汚染水の漏えいリスクを低減させること。

- 建屋、トレーナー等に滞留する高濃度の汚染水について止水、回収及び処理を早急に実施すること。

- 高線量がれきを含む放射性廃棄物の一時保管設備等については、想定される廃棄物の発生量に対して十分な貯蔵容量を確保するとともに、敷地内に保管されている事故後に発生した放射性廃棄物による敷地境界における実効線量（発電所全体からの放射性物質の追加的放出を含む。）を年間1ミリシーベルト以下に低減できる遮へい機能を有する施設構造とすること。また、高線量がれき等による作業員及び一般公衆への放射線被ばくの低減対策を実施すること。

- バックグラウンドの放射線量が高いモニタリングポストについて、モニタリングポスト周辺の除染、土壤の遮へい等を行い、原子炉施設に起因する放射線影響を適切に把握できること。

3. 中長期の取組に向けた実施体制の整備

- 上記の信頼性向上等に係る中長期の取組を着実に実施する組織体制を構築すること。また、その取組状況を適切に管理し、継続的な評価・改善を図ることができること。

平成24年7月26日
原子力安全・保安院

国際原子力機関（IAEA）が女川原子力発電所の耐震等性能について調査を行います

本年7月29日から8月11日にかけて、国際原子力機関（IAEA）のミッション（派遣団）が来日し、東日本大震災で被害の少なかった東北電力株式会社女川原子力発電所の構造物、系統及び機器への性能影響に関する調査を実施することとなりましたので、お知らせします。

1. 概要

本年7月29日から8月11日にかけて、国際原子力機関（IAEA）のミッションが来日し、東日本大震災で被害の少なかった東北電力株式会社女川原子力発電所の構造物、系統及び機器への性能影響に関する調査を実施します。

今回の調査は、東日本大震災において、大きな地震力にもかかわらず被害が少なかった女川原子力発電所における地震等の影響に関するデータを収集し、IAEA加盟国と共有することにより、国際的な原子力安全対策へ活用することを目的としています。

2. 日程

平成24年7月29日（日）～8月11日（土）

（東北電力（株）女川原子力発電所の現地調査）

3. ミッションの構成メンバー

IAEA職員、規制機関職員及び国際的な専門家 計20名

団長 スジット・サマダー IAEA耐震安全センター長

(本発表資料のお問い合わせ先)
原子力安全・保安院国際室長 坂内 俊洋
担当者：前岡・吉田
電話：03-3501-1511（内線4848）
03-3501-1087（直通）

平成24年7月26日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の送電系統の 瞬時電圧低下の対応に係る報告を評価しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年1月17日に、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、東京電力福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に伴い同発電所内的一部の設備が停止した旨の報告を受け、1月20日、東京電力に対し瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について指示し、5月11日、東京電力から当該指示に係る対応について報告を受領しました。（1月20日、5月11日お知らせ済み）

当院は、本日（7月26日）、5月11日に提出された内容について確認し、別添のとおり評価しました。

1. 経緯

平成24年1月17日、当院は、東京電力から福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に伴い同発電所の一部の設備が停止した旨の報告を受け、1月20日に東京電力に対し、瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について報告するよう指示しました。5月11日、当院は、東京電力から瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について報告を受けました。

（1月20日、5月11日お知らせ済み）

2. 報告の概要

- 1月17日、南いわき開閉所における開閉設備の不具合による影響により一時的に電圧が低下する事象が発生し、福島第一原子力発電所の原子炉格納容器ガス管理設備や汚染水処理設備等の主要設備が停止したが、停止した主要設備に損傷等はなく、事象発生から概ね3時間以内に主要設備を復旧した。
- 各監視設備は、瞬時電圧低下後に自動復旧し監視不能になることはなく、原子炉注水も継続し、モニタリングポストの測定値にも変化はなかった。
- 福島第一原子力発電所の主要な設備（33設備）について、瞬時電圧低下対策の実施状況を確認した結果、瞬時電圧低下により停止する可能性がある設備として8設備を抽出した。これらの設備について「中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画」における異常時の措置及び停止許容時間の観点から瞬時電圧低下時の影響について評価した。
- 評価の結果、短時間で復旧することが要求される設備や連続運転が要求される

設備として、2号機及び3号機のタービン建屋内炉注水ポンプ及び原子炉格納容器ガス管理設備について、設備対応が必要であると評価した。その他6設備については、速やかに復旧するための手順等の確認が必要と評価した。

- ・ 2号機及び3号機のタービン建屋内炉注水ポンプについては、瞬時電圧低下時に設備停止したとしても自動的に復旧するよう制御回路の構成変更を実施した。原子炉格納容器ガス管理設備については、制御回路の構成変更に加え、無停電電源装置を設置した。その他6設備については、速やかに復旧するための手順等が整備されていることを確認した。

3. 原子力安全・保安院の評価

- ・ 瞬時電圧低下の影響評価の考え方として、主要な設備に対して対策がなされていない設備を抽出し、「中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画」における異常時の措置及び停止許容時間の観点から影響評価を行っていることは妥当と考えます。
- ・ 評価結果を踏まえ、短時間での復旧が要求される設備及び常時監視が求められる設備について、制御回路の構成の変更や無停電電源装置を設置しており、対策は妥当なものと考えます。
- ・ 他の設備について設備停止による影響が顕在化するまでに十分な時間があることから、手順や体制が整備されていることを確認したことは適切なものと考えます。他方で、より信頼性を向上させる観点から、今後の設備更新時に併せて、瞬時電圧低下に対する設備対応を行う必要があると考えます。
- ・ 一方、報告書の提出がなされた後の6月30日、4号機使用済燃料プール冷却設備において、無停電電源装置が故障したのを発端に冷却設備が停止した事象が発生しました。本事象は、屋内仕様の装置を外気の影響を受けやすい場所に設置したために発生していることから、本来果たすべき冷却機能に影響を与えないよう対応が必要であると考えます。

4. 原子力安全・保安院の対応

- ・ 東京電力が実施する瞬時電圧低下対策の実施状況については、保安検査等において確認してまいります。
- ・ 使用済燃料プール冷却設備については、無停電電源装置が原因によるものを含め、冷却機能の停止が繰り返して発生していることから、昨日（7月25日）、信頼性向上対策実施計画に関する更なる対応として、制御系電源の多重化など必要な追加対策を求めました。今後、本対応状況についても確認することとします。

別添：「福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に係る東京電力からの報告に対する評価について」（原子力安全・保安院）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

企画調整課 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 金城 慎司
担当者：内藤

電話：03-3501-1511（内線4871）

03-3501-9547（直通）

原子力安全・保安院 原子力事故故障対策・防災広報室長 古金谷 敏之
担当者：関、照井

電話：03-3501-1511（内線4911）

03-3501-1637（直通）

福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に係る
東京電力からの報告に対する評価について

平成 24 年 7 月 26 日
原子力安全・保安院

1. 経緯

- ・ 東京電力より、本年 1 月 17 日に福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に伴い同発電所の一部の機器が停止した旨の報告があった。
- ・ 1 月 20 日、原子力安全・保安院（以下「当院」という）は、東京電力に対し、瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について報告するよう指示。
- ・ 5 月 11 日、東京電力より上記の影響等をまとめた報告書が提出。

2. 事象の概要

- ・ 1 月 17 日、南いわき開閉所における開閉設備不具合による影響により、一時的に電圧が低下する事象が発生。
- ・ 本事象により、福島第一原子力発電所では、原子炉格納容器ガス管理設備や窒素ガス封入設備、汚染水処理設備等が停止。停止した主要設備に損傷等はなく、事象発生から概ね 3 時間で全ての主要設備を復旧。
- ・ 各監視設備については、瞬時電圧低下後に自動復旧することにより監視不能になることはなかった。
- ・ 原子炉注水は瞬時電圧低下事象発生時にも継続しており、モニタリングポストの測定値にも変化はなかった。

3. 影響評価と対策

3.1. 影響評価

- ・ 福島第一原子力発電所に設置されている主要な設備（33 設備）について、瞬時電圧低下対策（電源回路や制御回路への設計対応や無停電電源装置（UPS）※の設置等）の実施状況を確認した結果、瞬時電圧低下により停止する可能性がある設備として 8 設備を抽出。
- ・ さらに、設備が停止することによる影響について、異常時の措置及び停止許容時間の観点（中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画において検討済）から評価。
- ・ その結果、短時間で復旧することが要求される設備や連続運転が要求される次の 2 設備については、瞬時電圧低下により停止しないよう設備対応が必要であると評価。

(1) 2号機及び3号機のタービン建屋内炉注水ポンプ

原子炉注水系は短時間での注水再開が要求される重要な設備のため。

(2) 原子炉格納容器ガス管理設備

原子炉格納容器内の放射性物質の量・濃度の監視、未臨界監視を行つており、連続測定が必要な設備のため。

- その他 6 設備（ホウ酸水タンク用ヒータ、窒素ガス分離装置、1～4号機使用済燃料プール冷却設備、汚染水処理設備、5,6号機使用済燃料プール浄化設備、使用済燃料供用プール冷却設備）については、瞬時電圧低下により設備が停止した場合、速やかに復旧するための手順や復旧体制が整備されていることを確認する必要があると評価。

3.2. 対策の実施

- 2号機及び3号機のタービン建屋内炉注水ポンプ（各2台）については、瞬時電圧低下時に設備停止したとしても制御回路の構成を復電後に自動復旧するような回路変更を実施。（実施済み。）
- 原子炉格納容器ガス管理設備については、制御回路の構成を復電後に自動復旧するような回路に変更するとともに UPS を設置。
- その他 6 設備については、瞬時電圧低下により停止した場合に速やかに復旧するための手順や復旧体制が整備されていることを確認。これらの設備については、過去の瞬時電圧低下等での設備停止時においても、概ね 45 分から 155 分程度で復旧作業が行われている。

4. 保安院の評価

（1）報告書に対する評価

- 瞬時電圧低下対策については、本年 5月 11 日、同社から報告された「東京電力福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画」にも記載があり、専門家の意見を聴取しつつ評価を行った。
- 福島第一原子力発電所の瞬時電圧低下の影響評価の考え方として、主要設備に対して瞬時電圧低下対策がなされていない設備を抽出し、中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画における異常時の措置及び停止許容時間の観点から影響評価を行っていることは妥当と考える。
- 影響評価の結果、短時間での復旧が要求される設備である原子炉注水系及び常時監視が求められる原子炉格納容器ガス管理設備について、制御回路

の構成の変更や UPS を設置しており、対策は妥当なものと考える。

- ・窒素ガス分離装置については格納容器ガス管理設備に瞬時電圧低下対策を行うことで常時監視ができること、また、その他の設備については、設備停止による影響が顕在化するまでに十分な時間があることから、瞬時電圧低下発生時の対応として、手順や体制が整備されていることを確認したことについては適切なものと考える。他方、より信頼性を向上させる観点から、今後の設備更新時に併せ、瞬時電圧低下に対する設備対応も行う必要があると考える。

(2) 直近に発生したトラブルへの対応

- ・報告書の提出があった後の本年 6 月 30 日、4 号機使用済燃料プール冷却系において、UPS が故障したのを発端に、測定・監視系に電源が供給できなくなり、それを検知して冷却系全体が停止した。原因は、屋内仕様の UPS を外気による影響を受けやすい場所に設置したためと推定されている。
- ・本事例では、瞬時電圧低下対策等のために設置した機器が原因となり本来果たすべき冷却機能が停止していることから、本来果たすべき機能に影響を与えないよう追加対応が必要であると考える。
- ・なお、今回対策で設置した原子炉格納容器ガス管理設備の測定回路は UPS も含め多重化されており、UPS の設置環境についても、屋外仕様の UPS を使用したり、屋内仕様の UPS を外気の影響を受けない屋内に設置する等、適切な環境に設置されている。

5. 保安院の対応

- ・東京電力が実施する瞬時電圧低下対策の実施状況については、保安検査等において確認していく。
- ・また、使用済燃料プール冷却系については、UPS が原因によるものも含め冷却機能の停止が繰り返して発生していることから、昨日(25 日)、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画に係る更なる対応について(NISA-111d-12-13)」により、制御系電源の多重化など必要な追加対策を実施するよう求めた。今後、本指示に対する実施内容についても確認を行うこととする。

平成24年7月30日
原子力安全・保安院

東京電力福島第一原子力発電所における淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管からの放射性物質を含む水の漏えい及び海への流出を踏まえた対応についての報告を受理しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東京電力株式会社に対し、本年3月26日及び4月5日に発生した福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明と対策、放射性物質による周辺環境への影響等について報告することを求めました。（3月26日、4月5日お知らせ済み）

本日（7月30日）、東京電力株式会社から、原因の究明、再発防止対策及び環境への影響について報告を受けましたのでお知らせいたします。当院は、提出された報告書について、今後、厳格に評価してまいります。

別紙：「福島第一原子力発電所における淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管（略）からの放射性物質を含む水の漏えい及びこれに伴う海洋への流出を踏まえた対応状況について（報告）」（東京電力株式会社）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 金城 慎司
担当者：青木、高木

電話：03-3501-1511（内線4871）
03-3501-9547（直通）

原子力安全・保安院 原子力事故故障対策・防災広報室長 古金谷 敏之
担当者：高須、照井

電話：03-3501-1511（内線4911）
03-3501-1637（直通）

東日本大震災の影響についてのプレス発表(前回以降7月31日まで)

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

番号	月 日	タイトル
1~19	7月4日~ 7月31日	地震被害情報(第451~469報)及び現地モニタリング情報等
20	7月4日	東京電力株式会社から「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1~4号機に対する中期的安全確保の考え方」に関する東京電力からの報告書の変更等の報告を受けました
21	7月4日	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第54報)」報告書を受領しました
22	7月11日	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第55報)」報告書を受領しました
23	7月12日	東京電力株式会社から福島第一原子力発電所事故に係る映像の公開について報告を受けました
24	7月12日	東京電力福島第一原子力発電所第1~4号機に対する中期的安全確保の考え方に関する東京電力からの報告書の変更のうち4号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施等について評価しました
25	7月12日	施設運営計画に係る報告書(その2)の変更を踏まえた東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安規定変更認可申請書を受理しました
26	7月12日	「福島第一原子力発電所第1~4号機に対する中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書について変更の報告を受けました
27	7月17日	施設運営計画に係る報告書(その2)の変更を踏まえた東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安規定を認可しました
28	7月17日	保安院が東京電力株式会社に指示していた根本原因分析に係る報告書が提出期限を延長する旨の報告を受けました
29	7月18日	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について(第56報)」報告書を受領しました
30	7月23日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所1~3号機における運転上の制限の逸脱及び復帰について報告を受けました
31	7月23日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して保安検査を実施します
32	7月23日	東京電力福島第一原子力発電所第1~4号機に対する中期的安全確保の考え方に関する東京電力からの報告書の変更のうち原子炉建屋上部の高線量がれき等の保管等について評価しました
33	7月24日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画の改訂版を受理しました
34	7月24日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における下請企業社員の警報付きポケット線量計(APD)不正使用疑いに対し報告を求めました
35	7月25日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策実施計画に関して更なる対応を指示しました
36	7月30日	東京電力福島第一原子力発電所における淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管からの放射性物質を含む水の漏えい及び海への流出を踏まえた対応についての報告を受理しました

ホームページアドレス:http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake_index.html

平成24年7月31日
原子力安全・保安院

地震被害情報（7月31日14時00分現在）を更新しました (第469報)

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係

- ・2号機タービン建屋地下の滞留水を雜固体廃棄物減容処理建屋へ移送（7月27日8:22～7月31日9:31）
- ・3号機タービン建屋地下の滞留水を雜固体廃棄物減容処理建屋へ移送（7月31日9:47～）（移送状況については、移送ラインのパトロールを実施し、漏えい等の異常がないことを確認。）

2. 原子力安全・保安院等の対応

【7月30日】

- ・原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東京電力株式会社に対し、本年3月26日及び4月5日に発生した福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明と対策、放射性物質による周辺環境への影響等について報告を求めていたところ（3月26日、4月5日お知らせ済み）、本日（7月30日）、同社から、原因の究明、再発防止対策及び環境への影響についての報告を受領。

当院は、提出された報告書について、今後、厳格に評価していく。

＜被ばくの可能性＞

2. 負傷者等の状況

7月30日13時00分頃、福島第一原子力発電所構内において、協力企業作業員1名（男性）が屋外にてタンクの組立て作業中に体調不良を訴えたため、5・6号緊急医療室にて医師の診察を受けたところ、医療機関での診察が必要と判断され14時04分にドクターへリを要請し、14時27分に急患移送車にて福島第二原子力発電所（ドクターへリへの引き渡し場所）へ向けて出発。14時48分に福島第二原子力発電所に到着し、その後、15時03分にドクターへリによりいわき市立総合磐城共立病院へ向けて搬送。15時20分病院へ到着。

現在、医師の診察・検査中。なお、当該作業員に身体汚染がないことを確認。

<避難指示について>

- ・原子力災害対策本部は、区域見直しの基本的考え方を踏まえ、平成24年7月31日に楢葉町について、8月10日0時を以て、陸域の警戒区域を解除するとともに避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域に見直すこと、また、楢葉町の東側、前面海域の警戒区域等を解除することを決定した。併せて、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の東側の海域について、8月10日0時を以て、警戒区域等を陸域から約5キロメートルの範囲に縮小することを決定した。

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院
原子力安全広報課：佐藤、足立
電話：03-3501-1505
03-3501-5890

(本資料は、6月以降の情報を掲載しています。)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町及び双葉町）

(1) 運転状況

- 1号機 (46万kW) (自動停止)
- 2号機 (78万4千kW) (自動停止)
- 3号機 (78万4千kW) (自動停止)
- 4号機 (78万4千kW) (定検により停止中)
- 5号機 (78万4千kW) (定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)
- 6号機 (110万kW) (定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/index-j.html>) 参照

(3) 主なプラントパラメーター

東京電力 HP (<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/index-j.html>) 参照

(4) 各プラント等の状況

<1号機関係>

- ・1号機タービン建屋地下の滞留水を2号機タービン建屋地下へ移送 (6月1日14:22~6月3日9:50、6月29日17:16~7月1日9:57、7月14日10:39~7月15日9:09)
- ・1号機の温度計関連作業を実施していたところ、原子炉圧力容器底部温度計(130°方向)の信号が本来の記録計の入力位置に加え、他の温度計(15°方向)の入力位置に接続され、当該温度計(15°方向)の信号が除外されていたことを確認。誤接続されたことについては現場の状況に鑑み、詳細確認を実施。他の箇所でも同様の事象が発生していないか調査を実施する予定。当該温度計は保安規定に定める監視対象計器であるが、当該温度計は過去に指示不良であることが確認されていることから、保安規定の監視対象計器から除外。なお、原子炉圧力容器温度は他の温度計で継続して監視中。
- ・1号機使用済燃料プール代替冷却システムについて、4号機使用済燃料プール代替冷却システムがUPS(無停電電源装置)の故障により自動停止した事象の水平展開として、UPS関連の点検を行うため、1号機使用済燃料プール代替冷却システムを停止 (7月19日10:47~12:53) (停止時水温約27.5°Cから約28°C)
- ・処理水バッファタンク保有水の冷却用冷凍機の運用を開始したため、1号機原子炉注水量について給水系からの注水を3.0m³/hに変更。(7月27日10:50~11:28)
- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中 (7月31日14:00現在)

<2号機関係>

- ・タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送 (5月27日14:34~6月14日14:16、6月16日15:12~7月1日10:11、7月2日10:11~7月12日5:54、7月12日10:43~7月18日10:06、7月19日8:32~7月24日10:33、7月27日8:22~7月31日9:31)
- ・2号機原子炉格納容器温度計の4つについて、温度指示の有為な変動(階段状の上昇又は下降)を確認(5月28日)。温度トレンド評価(一次評価)の結果、温度計異常の可能性有りと判断されたことから、温度計の直流抵抗測定を実施。直流抵抗測定及び温度トレンド評価(二次評価)の結果、「参考温度計として使用」と評価。(6月11日)
なお、短半減期核種の濃度の挙動から再臨界に至っていないことを確認。
- ・使用済燃料プール代替冷却系において、「一次系ポンプ(A)吸込圧力低」の警報が発生したため、当該冷却系を手動停止(6月8日10:14)。点検の結果、使用済燃料プールで行われていたイオン交換装置の探水作業の影響で、ポンプの吸込圧力が低下したものと推定。当該冷却系を再起動し、使用済燃料プールの冷却を再開(同日11:32)。(運転再開後のプール温度は24.5°C(停止時24.4°C))
- ・原子炉注水量について、夏期における各号機原子炉圧力容器・格納容器温度の制限値に対する余裕を一定程度維持するため、炉心スプレイ系配管からの流量を6.0m³/hから5.5m³/hに変更(6月12日15:25~15:45)
- ・原子炉格納容器から直接大気に放出されるガスの量を少なくし、ガス放出が管理された状態とするため、原子炉格納容器ガス管理システムの排気量調整(24m³/h→34m³/h)を実施(6月13日14:06~15:10)。
- ・2号機の使用済燃料プール代替冷却システムで異常を示す警報が発生しシステムが停止(6月27日14:22)。東京電力において現場確認を行ったところ、1次系配管からの漏えいはないことを確認した(同日14:40)。原因は、現場にて流量計のデジタルレコーダー設置作業時に、ケーブルを誤って短絡させたために、「一次系差流量大」の誤信号が発生したためと推定。計器の点検を実施し、健全性が確認されたことから、冷却システムを再起動(6月28日14:46)。なお、使用済燃料プール温度は22.9°C(停止時)、26.4°C(起動時)。
- ・処理水バッファタンク保有水の冷却用冷凍機の運用を開始したため、2号機原子炉注水量について給水系からの注水を2.0m³/hに変更。(7月27日10:50~11:28)
- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中 (7月31日14:00現在)

<3号機関係>

- ・タービン建屋地下の滞留水を雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送(5月19日9:15)

~6月1日9:58、6月3日10:15~6月7日8:25、6月10日8:26~6月23日9:50、6月26日10:14~7月4日9:50、7月6日10:06~7月9日9:42、7月11日10:12~7月12日5:58、7月12日10:31~7月15日8:42、7月18日10:24~7月21日16:49、7月23日14:52~7月29日9:47、7月31日9:47~) (移送状況については、移送ラインのパトロールを実施し、漏えい等の異常がないことを確認。)

- ・タービン建屋地下の滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送 (6月25日10:13~6月26日10:00、7月9日9:58~7月11日10:00、7月15日8:57~7月16日9:48)
- ・3号機原子炉注水量について、夏期における各号機原子炉圧力容器・格納容器温度の制限値に対する余裕を一定程度維持するため、給水系配管からの流量を $1.9\text{m}^3/\text{h}$ から $2.9\text{m}^3/\text{h}$ に変更 (5月29日14:47~15:43) その後、炉心スプレイ系配管からの流量を $2.8\text{m}^3/\text{h}$ から $3.5\text{m}^3/\text{h}$ に変更 (6月12日15:25~15:45)
- ・原子炉格納容器から直接大気に放出されるガスの量を少なくし、ガス放出が管理された状態とするため、原子炉格納容器への窒素封入量調整 ($28\text{m}^3/\text{h} \rightarrow 18\text{m}^3/\text{h}$) を実施 (6月13日15:35~15:55)。原子炉格納容器への窒素封入量調整 ($18\text{m}^3/\text{h} \rightarrow 8\text{m}^3/\text{h}$) を実施 (6月20日13:08~13:14)。原子炉格納容器への窒素封入量調整 ($8\text{m}^3/\text{h} \rightarrow 0\text{m}^3/\text{h}$) を実施 (6月27日10:13~10:48)
- ・3号機原子炉格納容器ガス管理システムのタービン建屋1階熱交換機室の配管に傷があり、その部分から音がしていることを確認 (6月19日12:19)。当該配管は負圧になっていると推定されることから、空気を吸い込んでいると思われるが、詳細は調査中。現場を確認したところ、給水加熱器室入口の配管 (蛇腹ホース) に8箇所程度の傷があることを確認。また、この傷の部分から空気を吸い込んでいることを確認 (同日14:40)。傷発生箇所へのテープによる応急処置を実施 (同日16:30)。なお、関係するパラメータ (原子炉格納容器圧力、水素ガス濃度、原子炉格納容器ガス管理システム排気ガス流量) に変化は見られていない。
- ・3号機圧力抑制室の放射線モニタの1箇所の指示値が、 $0.20\text{Sv}/\text{h}$ で推移 (6月20日23:00) していたが、その後ステップ状に変化しながら徐々に上昇し、 $17.59\text{Sv}/\text{h}$ まで上昇 (6月21日5:00)。当該モニターは、原子炉格納容器雰囲気放射線モニタで、格納容器側2点と圧力抑制室側2点を計測しているもの。そのうち、圧力抑制室側の1点が指示値の上昇を示しており、他の計測点3箇所には変化はない。上昇の傾向から計装の不具合と考えられるこから、6月21日、点検を実施予定。
- ・なお、当該データについては、保安規定関連の監視対象外のパラメータである。
- ・処理水バッファタンク保有水の冷却用冷凍機の運用を開始したため、3号機原子炉注水量について給水系からの注水を $2.5\text{m}^3/\text{h}$ に変更。(7月27日10:50

~11:28)

- ・原子炉圧力容器へ処理水を注水中 (7月31日14:00現在)

<4号機関係>

- ・4号機使用済燃料プールについて、塩分除去装置の本格運転を開始 (4月27日16:03~)
- ・4号機使用済燃料プールスキマサージタンク水位が上昇傾向にある事を確認 (5月26日11:00頃)。使用済燃料プールで運転中の塩分除去装置の状態について確認の結果、入口側流量計の不調を確認したため、同装置を停止 (同日15:21)。その後、流量計の手入れを行い指示値がであること、またスキマサージタンクの水位上昇は原子炉ウェルの水位上昇によるものであることを確認したため、塩分除去装置を起動し、使用済燃料貯蔵プールの浄化を再開 (6月4日10:20)。(装置起動後現場パトロールを実施し、異常のないことを確認。)
- ・4号機使用済燃料プール一次冷却系のポンプ吸込ストレーナ交換作業のため、当該ポンプを停止し使用済燃料プールの冷却を停止 (6月1日8:56~6月3日11:21)
- ・4号機使用済燃料プール代替冷却系において、二次系循環ポンプが過負荷トリップしていることを確認 (6月4日20:03)。もう1台の二次系循環ポンプを起動 (同日20:27) しており、プール水温の上昇はなかった。現場確認を行ったところ、ポンプモーダ付近に焦げ痕を確認したため、消防署に連絡 (同日21:27)。公設消防は、「火災ではない」と判断 (同日23:30)。
- ・また、類似事象発生可能性の調査を行うため、もう1台の二次系循環ポンプを停止 (6月5日10:30)。確認の結果、端子接続部の施工が不十分であったため、修正作業を実施中。(類似構造である1号機の使用済燃料プール代替冷却系における二次系の循環ポンプについても今後確認予定)。端子接続部の修正作業が終了したことから、当該ポンプを再起動 (6月6日18:16)。過負荷トリップした二次系循環ポンプの電源ケーブル引替及びモータ取替を行い、当該ポンプを起動 (6月13日11:32)。
- ・4号機使用済燃料プール代替冷却システムの異常を示す警報が発生し、当該システムが自動停止 (6月30日6:24)。現場を確認したところ、現場制御盤において「UPS(無停電電源装置)故障」、「UPSバイパス給電」、「熱交換器ユニットAトリップ」および「熱交換器ユニットBトリップ」の警報が発生していることを確認。UPSを調査した結果、UPS単体の故障と考えられることから、応急対策としてUPS本体をバイパスさせて給電を行うため、UPS本体のバイパス作業を実施 (7月1日13:36~14:45)。その後、使用済燃料プール代替冷却システムを起動し、冷却を再開 (同日15:07)。
- ・UPSを取り外して故障の原因調査を行うため、使用済燃料プールの冷却を停止

(7月5日11:58~13:15)。取り外したUPSの内部確認を行ったところ装置内に焦げ跡のような「すす」が確認されたことから、公設消防に連絡(同日17:20)。公設消防による現場確認が行われ、「火災ではない」と判断(7月6日10:35)。

- 4号機使用済燃料プール内に保管中の新燃料(未照射燃料集合体)2体を取り出し、輸送容器に収納して、共用プール建屋への移送が完了(7月19日16:47)。今後、取り出した燃料体について腐食状況等の調査を実施。

<5号機、6号機関係>

- 5、6号機側海底土被覆工事開始にあたり、被覆工事施工時の汚濁拡散及び土砂流入を防止するために、発電所北側防波堤5、6号機取水路前面エリアへのシルトフェンスの設置を完了(5月16日)
- 福島第一原子力発電所港湾内における海底土被覆工事における作業のため、5、6号機取水口付近に設置のシルトフェンスの開閉作業を実施(5月24日12:10~13:05、6月23日9:25~9:50、7月6日11:30~11:45)
- 5号機ドライウェルバージファンの短期間運転を開始(5月29日10:33~5月30日10:50)。その後、主排気筒のガンマ線核種分析結果から当該ファンの運転による影響が確認されなかったことから、連続運転を開始(6月1日10:30)
- 6号機タービン建屋地下で、制御用圧縮空気系の空気除湿器の電源を入れた(7月2日10:07)ところ、制御盤内より白煙を確認(同日10:08頃)。制御盤の電源を切り(同日10:17)、白煙の発生が停止していること(同日10:25)及び制御盤内の変圧器に焦げ跡を確認(同日10:26)。また、本件について公設消防に連絡(同日10:21、10:24)。当該変圧器の取外しを行い、公設消防による確認を受けた結果、火災ではないと判断(7月3日15:40)。
- 5号機計装用空気圧縮機の試運転が完了したため、運転中だった別の計装用空気圧縮機の停止操作をしていたところ、過負荷トリップ警報が発生し、当該装置が停止(7月25日10:22)。内部点検を実施したところ、電気ケーブル付近に黒い煤を確認したため、公設消防に通報(同日13:21)。その後、公設消防が現場を確認し、火災ではないと判断(同日16:15)。なお、試運転が完了した計装用空気圧縮機は問題なく運転を継続。

<その他>

- サイトバン建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(5月14日8:45~16:34、6月6日10:18~17:05、7月26日9:51~16:19)
- 集中廃棄物処理施設においてサイトバン建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(6月25日10:00~17:00)
- 凍結が原因と思われる水の漏えいを以下のとおり30箇所で発見(1月28日~)。

漏えいした水は、ろ過水が22箇所、処理水が8箇所。

- [1]原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(B)付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約9リットル
- [2]蒸発濃縮装置脱塩器付近の弁接続部からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約8リットル
- [3]淡水化処理装置廃液供給ポンプ付近のB系配管接続部からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線はバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル)、ベータ線は2.0mSv/h)
漏えい量：約0.5リットル
- [4]原子炉循環冷却用の非常用高台炉注水ポンプ(C)付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル(周辺と同等のレベル))
漏えい量：約600リットル
海等への漏えいについて、漏えい発生箇所から下流側の排水路内水の全ベータ線核種分析の結果、漏えい水に比べて1万分の1オーダの低さであることから、海洋への流出はない見込み。
- [5]淡水化処理装置廃液供給ポンプのA系バイパスラインからの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線0.6mSv/h、ベータ線35mSv/h)
漏えい量：約10リットル
- [6]3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる2号機炉注水ポンプ付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約4リットル
- [7]3号機復水貯蔵タンクからの水を用いる3号機炉注水ポンプ付近からの漏えい
漏えい水：処理水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約4リットル
- [8]蒸発濃縮装置脱塩器樹脂移送ラインからの漏えい
漏えい水：蒸発濃縮装置で処理後の凝縮水(表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル)
漏えい量：約0.5リットル
- [9]原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ(A)の配管フランジ部からの漏えい

漏えい水：処理水（表面線量はガンマ線、ベータ線ともバックグラウンドレベル）、
漏えい量：約 10 ミリリットル（現在、漏えいは停止。）
核種分析の結果 Cs-131：検出限界未満、Cs-134： $4.3 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、
Cs-137： $5.4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$

[10] 6号機循環水ポンプ用モータ冷却水ラインからの漏えい
漏えい水：純水（非汚染水）
漏えい量：約 7000 リットル

[11] 3号機使用済燃料プールろ過水ヘッダラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 50 リットル

[12] 4号機使用済燃料プール代替冷却の 2 次系エアフィンクーラからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 40 リットル

[13] 蒸発濃縮装置ボイラ B 系からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：C 系 [14] と合わせて約 25 リットル

[14] 蒸発濃縮装置ボイラ C 系からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：B 系 [13] と合わせて約 25 リットル

[15] 使用済燃料プール冷却装置送水ヘッダからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 9 リットル

[16] 蒸発濃縮装置給水タンクろ過水供給ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 18 リットル

[17] 純水装置ろ過水配管からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 1 リットル

[18] 純水装置再生水ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 9 リットル

[19] 蒸発濃縮装置 3B シール水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：約 30 リットル

[20] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ (B) 入口ろ過水用配管付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、

漏えい量：確認中

[21] 蒸発濃縮装置 3A シール水冷却器出口ラインからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：確認中

[22] 原子炉循環冷却用の常用高台炉注水ポンプ (C) 入口ろ過水用配管付近の弁の損傷
漏えい水：ろ過水（非汚染水）、
漏えい量：当該部表面の水が凍結しており、31 日朝の時点で漏えいは確認されていない

[23] 蒸発濃縮装置ボイラ A 系からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 20 リットル

[24] No. 2 ロ過水タンクに接続された弁付近からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 20 リットル

[25] 純水タンク脇炉注水ポンプ (2 号用電動ポンプ) からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 10 リットル

[26] ロ過水を純水化する水処理建屋内の配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 0.25 リットル

[27] ロ過水を純水化する水処理建屋内のドレン弁からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 0.25 リットル

[28] 純水移送ラインの配管フランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：確認中

[29] 4号機使用済燃料プール代替冷却の 2 次系エアフィンクーラからの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 1 リットル

[30] 使用済燃料プールの水張りラインの送水ヘッダ予備弁のフランジ部からの漏えい
漏えい水：ろ過水（非汚染水）
漏えい量：約 20 リットル
なお、近傍の側溝からの流出防止のため、土嚢の設置を完了。漏えい水の海への流出はない。
構内南防波堤入口付近において、遮水壁工事に使用されていた重機の油圧ユニット付近から油圧制御用と思われる油が漏えいしていることを確認（6月 1

日 14:20 頃)。油は 2m × 5m の範囲で地面上に漏えいしており、吸着マットと中和剤により処置。海側への流出はない。

公設消防による現場確認の結果「危険物ではない漏れの事象」と判断(同日 16:59)。

- ・集中廃棄物処理施設と雑固体廃棄物減容処理建屋の間にあるトレーンチ(共用プールダクト)のたまり水について、水位が上昇してきたことから、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送を実施(6月6日 17:27～6月7日 8:04、7月18日 17:20～7月19日 8:02)。

- ・水処理装置の除染装置の上流側の廃液受けタンク周辺に水たまりがあることを、監視カメラの画像で確認(6月13日 10時頃)したため、単独循環運転を停止(同日 10:11)。画像に波紋が見られることから、水の漏えいの可能性があるため現場確認を実施。しかしながら、廃液を受けてタンクに流れ込む受け皿に水溜まりではなく、床面にも漏えい(滴下)の痕跡はなく、漏えいは確認されなかった。このため、除染装置の単独循環運転を再開(同日 15:47)し、その後の調査においても廃液受けタンク周辺において漏えい等の異常がないことを確認(同日 17 時頃)。

- ・水処理設備の除染装置で流量バランス異常の警報が発生(6月14日 6:58 頃)。監視カメラの画像を確認したところ、漏えいが発生している疑いがあるため、同装置の単独循環運転を停止(同日 8:22)。現場確認の結果、堤内の床面に水が拡がっていることを確認(同日 12:20)。また、漏えいは止まっていること及び漏えい水の堰外への流出がないことを確認。漏えい量は約 3m³と評価。漏えい水の核種分析結果は下記のとおり。

γ 核種総濃度: $4.8 \times 10^2 \text{Bq}/\text{cm}^3$

Cs-134: $1.8 \times 10^2 \text{Bq}/\text{cm}^3$

Cs-137: $2.6 \times 10^2 \text{Bq}/\text{cm}^3$

現場を確認したところ、廃液貯留タンク上面に漏水の痕跡を確認(6月15日)したことから、漏えい箇所は廃液貯留タンク上面の配管貫通部と推定。漏えい原因については、廃液貯留タンクの液位計が故障(液位計の健全性確認により不具合があることを確認(6月15日))してタンク液位を誤検出し、その結果廃液貯留タンク下流側の配管の流量調整弁が閉まる制御となり、下流側に水が流れなくなり、その状態で廃液貯留タンクへの流入が継続したため、タンク内の水が溢れたと推定。今後、液位計を修理(基盤交換)予定。

- ・遮水壁設置工事に伴う掘削船の入域のため、1～4号機取水口付近のシルトフェンスの開閉を実施(6月16日 9:00～9:35)
- ・1号機取水設備付近において、土木工事に使用されていた重機のアーム油圧部から油が漏えいしていることを確認(6月18日 9:00 頃)。漏えい量は 1～2 リットル程度で、現在漏えいは止まっている。
- ・公設消防による現場確認の結果「危険物施設からの漏えいではない」と判断(同日 12:30)。

- ・淡水化装置の高圧水ポンプのグランドリーク水を受けるポリタンクから水の漏えいを確認。(6月23日 10:15) 現場確認の結果、漏えい水はポリタンクから水が溢れたもので、堰内に留まっており、漏えい量は約 6.6 リットル程度と推定。当該淡水化装置を停止し、ポンプの隔離を実施。

漏えい水の放射能濃度と表面線量率は以下のとおり。

放射能濃度:

Cs-134 2.6 × 10⁰ Bq/cm³

Cs-137 3.9 × 10⁰ Bq/cm³

全β 濃度 9.0 × 10⁴ Bq/cm³

- ・主変圧器用油仮設タンク防油堤外に油らしき物が溜まっていることを確認(10月23日 14:00 頃)。防油堤内に水が溜まっていること、その中に油膜があること、防油堤内の水が溢れ出した跡に油が溜まっていることから、防油堤内に溜まった油が、防油堤内に雨水が流入したことにより流出し、堤外に流出したものと推定(10月24日 14:00 頃)。当該液体を分析した結果、PCB(ポリ塩化ビフェニル)は検出されなかった。(1月31日)

防油堤内の水の排水処理及び油の吸着処理に伴い、水位が低下したことから、水没していたタンクの状況を確認したところ、9基中 1 基のタンク油面計下部から油が漏れていること、その他 4 機のタンクの油面が低下していることを確認(6月29日)。現在、全てのタンクの油面計元弁を閉止することで油漏れは止まっており、漏れていた油も防油堤内に留まっている。

その後、再調査した結果、新たに 2 基のタンクから漏えいが確認され、漏えい箇所が確認されたタンクは計 3 基、油面の低下しているタンクは 9 基のうち合計 6 基となり、タンクから漏れた油の合計は約 40 キロリットルと再評価。残りの 3 基については、漏えい箇所の特定には至らなかったが、油面の低下が見られたことから、油の漏えいがあったものと推定。防油堤内において、現在までに吸着マット等により回収できた油は約 4 キロリットルであり、防油堤外に漏れた油の量は、最大 36 キロリットルと推定。防油堤外へ漏れた油は、大部分が防油堤周囲の土壤へ染み、残りの一部は排水溝に漏れた可能性があるが、防油堤近傍の排水溝の先が閉塞していること、その周辺土壤に油が流れた形跡がないことから、海洋へは流出していないものと推定。タンクから漏えいした油は、震災前に 4 号機主変圧器取替工事に伴い変圧器から抜き取った絶縁油であり、微量の PCB を含有しているため、今後、必要な対応を実施。

- ・淡水化装置の制御盤改造作業を実施するため、第二セシウム吸着装置及び淡水化装置について運転を停止(7月17日 7:21, 7:27)。変更するソフトの一部に不具合が確認されたため、作業を中止し、第二セシウム吸着装置及び淡水化装置の運転を再開(同日 13:35, 14:00)。

ソフトの修正作業を実施し、改めて制御盤改造作業を実施するため、第二セシウム吸着装置及び淡水化装置を停止(7月18日 7:23, 7月17日 15:25)。

- 当該作業が完了したため、第二セシウム吸着装置及び淡水化装置の運転を再開（7月18日16:35、16:13）。
- 夏期における原子炉関連温度上昇対策（原子炉へ注水する水を冷却し、原子炉関連温度の上昇を抑制する）としての処理水バッファタンク保有水の冷却用冷凍機の本格運用を開始（7月18日15:20）。
 - 停止中の窒素供給装置（高台窒素ガス分離装置）のディーゼル発電機周辺から油の漏えいを発見し（7月20日18:20頃）、公設消防に連絡（同日18:35）。油は当該装置のディーゼル発電機本体から漏れていますこと、漏れの範囲が2m×1m×1mmであることを確認（同日19:12）。当該装置が動作不能の可能性があるため、保安規定に定める運転上の制限を満足できないと判断（同日19:14）。漏えい箇所である発電機本体近傍のゴムホース部2箇所をテープにて補修し（同日19:34）、当該箇所の漏えい停止を確認（同日19:36）。漏えいしている油は燃料（軽油）であり、漏えい量は約20リットルと推定。公設消防により、油の漏えいの停止を確認（同日21:00）。その後、予備のディーゼル発電機を当該装置に接続し、運転確認を行い、問題のないことを確認（7月21日1:48）。これにより、運転上の制限を満足していると判断（同日2:29）。
 - 気象観測装置の定期点検のため、西門の風向・風速データ採取を一時停止（7月24日9:20～14:00、7月25日9:30～12:00）。
 - 気象観測装置の定期点検のため、モニタリングポストの風向・風速データ採取を一時停止（7月26日9:50～14:30、7月27日9:30～11:20）。
 - 1～3号機の窒素供給装置（窒素ガス分離装置A）の流量指示が出ていないことを確認（7月27日14:54）。現場確認をしたところ、窒素供給装置（窒素ガス分離装置A）が停止していることを確認（同日15:20）。その後、「14時24分圧縮機故障」メッセージ及び「インバータ重故障」の表示が発生していたことを現場にて確認。なお、1～3号機への窒素封入についてはもう1台の窒素供給装置（窒素ガス分離装置B）により正常に継続。原因については調査中。

2 原子力安全・保安院等の対応

【6月6日】

- 原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付で、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付で、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、東京電力から報告書（その1：平成23年12月6日改訂、その2：

平成24年3月7日改訂2（3月28日一部補正）、その3：平成24年3月7日改訂）を受理し、その後、4月23日に変更を受理（平成24年4月23日までにお知らせ済）。

6月5日、東京電力から4月23日に提出された報告書の変更に対する補正の報告を受理。

当院は提出された報告書の変更及び補正の内容について、慎重に評価していく。

【6月6日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成23年6月9日お知らせ済み）、本日（平成24年6月6日）同社から報告書を受領。

【6月11日】

原子力安全・保安院は、（独）原子力安全基盤機構から、福島第一原子力発電所への林野火災についての影響評価に関する報告書を受理。これを踏まえ、当院は関係機関と連携し、引き続き火災対策の強化を進めてまいる。

【6月20日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成23年6月9日お知らせ済み）、本日（平成24年6月20日）同社から報告書を受領。

【6月26日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成23年6月9日お知らせ済み）、本日（平成24年6月26日）同社から報告書を受領。

【7月2日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、東京電力福島第一原子力発電所第2号機の原子炉圧力容器底部における温度上昇を踏まえた対応について当院に報告を求めていた（平成24年2月24日お知らせ済み）。

7月2日、平成24年7月分の報告書を受領。

【7月4日】

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年10月3日付で、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考

え方」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、それに適合するよう指示。併せて、同日付けで、東京電力に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求め、東京電力から報告書（その 1：平成 23 年 12 月 6 日改訂、その 2：平成 24 年 3 月 7 日改訂 2（3 月 28 日一部補正）、その 3：平成 24 年 3 月 7 日改訂）を受理し、その後、4 月 23 日に変更を受理（平成 24 年 4 月 23 日までにお知らせ済み）。

7 月 4 日、東京電力から 4 月 23 日に提出された報告書の変更に対する補正の報告を受理。

当院は提出された報告書の変更及び補正の内容について、慎重に評価していく。

【7 月 11 日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成 23 年 6 月 9 日お知らせ済み）、本日（平成 24 年 7 月 11 日）同社から報告書を受領。

【7 月 12 日】

- ・原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 23 年 10 月 3 日付けで、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1～4 号機に対する『中期的安全確保の考え方』」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を示し、東京電力に対し、原子炉等規制法の規定に基づき、「中期的安全確保の考え方」に示される設備等への基本目標に対する施設運営計画及び安全性の評価について報告することを求めた。東京電力からは、順次、施設運営計画の報告が提出されているところ、本日、福島第一原子力発電所の管理対象区域内で使用された下着類の洗濯及び再使用に関する報告書の変更の報告を受理。

当院は、専門家からの意見を聴取しつつ、提出された報告を慎重に評価し、確認を進めている（平成 24 年 7 月 4 日までにお知らせ済み）。

7 月 4 日、東京電力から 4 号機使用済燃料プールからの新燃料の先行取り出し等について、当院に提出があり、当院では 7 月 6 日に開催した意見聴取会で専門家の意見を聴いて、慎重に評価を行い、本日（平成 24 年 7 月 12 日）、当院は、

- ・4 号機使用済燃料プールからの新燃料先行取り出しの実施
- ・4 号機の燃料取り出し用カバーの換気設備の変更

について評価結果をとりまとめ、原子力安全委員会へ報告。

今後、当院は、これまでに提出されている報告書のその他の変更につい

ても、引き続き、厳正にその内容の妥当性について評価を行う。

【7 月 18 日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成 23 年 6 月 9 日お知らせ済み）、本日（平成 24 年 7 月 18 日）同社から報告書を受領。

【7 月 24 日】

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、昨年 12 月の原子力災害対策本部にてステップ 2 の完了を確認した。
- ・しかしながら、主要設備の仮設設備から恒久的な設備への更新による信頼性の向上及びガレキや周辺の廃棄物関連施設の遮へい対策等による線量低減などは、中期的な安全確保の前提であり、今後、「中長期ロードマップ」の中で求められている措置につき、早急に具体化することが不可欠。
- ・このため、原子力安全・保安院は、東京電力に対し、中長期の信頼性向上対策として優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を策定することを求め、報告書を受理した。（平成 24 年 3 月 28 日、5 月 1 日お知らせ済み）。
- ・当院は、意見聴取会において専門家の意見を聴取しながら実施計画の妥当性の評価を進めてきたが、本日、東京電力から、これまでの意見聴取会の議論等を踏まえた報告書の改訂版の提出を受領。
- ・原子力安全・保安院は、今月 23 日、東京電力から協力会社である株式会社東京エネシス（以下「東京エネシス」という）に対する聞き取り調査の結果として、東京エネシスの下請企業作業員 5 名が A P D に鉛カバーを装着したとの証言があった旨の報告を受けた。
- ・当院は、7 月 24 日より東京電力福島第一原子力発電所において実施する保安検査の中で、線量管理について確認するとともに、東京電力に対して線量管理の強化、再発防止策について検討し、報告するよう求めた。

【7 月 25 日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同社福島第一原子力発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通しについて当院に報告を求めていたところ（平成 23 年 6 月 9 日お知らせ済み）、本日（平成 24 年 7 月 25 日）同社から報告書を受領。

【7 月 25 日】

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、昨年 12 月の原子力災害対策本部にてステップ 2 の完了を確認したものの、主要設備の仮設設備から恒久的な設備への更新による信頼性の向上及び

ガレキや周辺の廃棄物関連施設の遮へい対策等による線量低減などは、中期的な安全確保の前提であり、今後、「中長期ロードマップ」の中で求められている措置につき、早急に具体化することが不可欠。このため、原子力安全・保安院は、東京電力に対し、中長期の信頼性向上対策として優先的に取り組むべき事項についての具体的な実施計画を策定することを求め、報告書を受理した。(平成24年3月28日、5月1日お知らせ済み)。

- ・当院は、実施計画(平成24年7月24日改訂)の評価結果を取りまとめたことから 昨日公表した。
- ・さらに、当院は、当該評価結果に従って、4つの更なる対応を求め、平成24年8月31日までにその実施状況を報告するよう東京電力に求めた。

【7月26日】

・原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、平成24年1月17日に、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から、東京電力福島第一原子力発電所の送電系統の瞬時電圧低下に伴い同発電所内的一部の設備が停止した旨の報告を受け、1月20日、東京電力に対し瞬時電圧低下時の影響評価及び対策等について指示し、5月11日、東京電力から当該指示に係る対応について報告を受領。

(1月20日、5月11日お知らせ済み)

当院は、本日(7月26日)、5月11日に提出された内容について確認し、評価した。(評価結果の詳細は別途発表の資料を参照のこと)

【7月30日】

・原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、東京電力株式会社に対し、本年3月26日及び4月5日に発生した福島第一原子力発電所の淡水化装置濃縮水貯槽へ濃縮水を移送する配管から放射性物質を含む水の漏えいを踏まえ、原因究明と対策、放射性物質による周辺環境への影響等について報告を求めていたところ(3月26日、4月5日お知らせ済み)、本日(7月30日)、同社から、原因の究明、再発防止対策及び環境への影響についての報告を受領。

当院は、提出された報告書について、今後、厳格に評価していく。

<被ばくの可能性(7月31日14:00現在)>

1. 住民の被ばく

福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等で実施中(平日は8ヶ所、土日祝日は1ヶ所)。7月25日までに256,026人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

2. 負傷者等の状況

7月30日13時00分頃、福島第一原子力発電所構内において、協力企業作業員1名(男性)が屋外にてタンクの組立て作業中に体調不良を訴えたため、5・6号緊急医療室にて医師の診察を受けたところ、医療機関での診察が必要と判断され14時04分にドクターへリを要請し、14時27分に急患移送車にて福島第二原子力発電所(ドクターへリへの引き渡し場所)へ向けて出発。14時48分に福島第二原子力発電所に到着し、その後、15時03分にドクターへリによりいわき市立総合磐城共立病院へ向けて搬送。15時20分病院へ到着。

現在、医師の診察・検査中。なお、当該作業員に身体汚染がないことを確認。

<避難指示について>

- ・原子力災害対策本部は、区域見直しの基本的考え方を踏まえ、平成24年6月15日に飯舘村について、7月17日0時を以て、計画的避難区域を新たに避難指示解除準備区域等に見直しを行うことを決定した。
- ・原子力災害対策本部は、区域見直しの基本的考え方を踏まえ、平成24年7月31日に楢葉町について、8月10日0時を以て、陸域の警戒区域を解除するとともに避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域に見直すこと、また、楢葉町の東側、前面海域の警戒区域等を解除することを決定した。併せて、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の東側の海域について、8月10日0時を以て、警戒区域等を陸域から約5キロメートルの範囲に縮小することを決定した。

<警戒区域への一時立入りについて>

- ・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

四巡回

富岡町(6月6日、10日、15日、23日、24日、29日、7月1日、13日)、浪江町(6月2日、6日、8日、10日、14日、21日、22日、23日、24日、27日、7月4日、7月14日)、大熊町(6月1日、7日、14日、24日、28日、7月1日、12日)、双葉町(6月2日、8日、15日、21日、28日、30日、7月5日、7月15日)、楢葉町(6月3日、9日、14日、22日、30日、7月4日、7月14日)

<飲食物の出荷制限>

原子力災害対策本部長より、福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、平成24年3月12日、原子力災害対策本部は、検査計画、出荷制限等の設定・解除の考え方については、平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえ、以下のように整理した。

- ・検査については、過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、2群に分類された自治体毎に、過去の放射性セシウムの検出レベルに応じて設定された検査対象品目に

について行う。

- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする。
- ・基準値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断。
- ・出荷制限等の解除は、原則として1市町村当たり3ヶ所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下となった品目・区域に対して実施。

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (7月31日 14:00 現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	○原乳（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楓葉町※1、飯館村、葛尾村、川内村※1） ○非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※1、葛尾村、飯館村） ○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※1、葛尾村、飯館村） ○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※1、葛尾村、飯館村） ○カブ（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村※1、葛尾村、飯館村） ○ウメ（福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町） ○ユズ（福島市、いわき市、伊達市、南相馬市、桑折町） ○クリ（伊達市、南相馬市） ○キウイフルーツ（相馬市、南相馬市） ○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：○シイタケ（露地で原木栽培されたもの：	

	○福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市※1、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楓葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村※1、施設で原木栽培されたもの：伊達市、川俣町、新地町） ○ナメコ（露地で原木栽培されたもの：相馬市、いわき市） ○キノコ（野生のもの：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村） ○タケノコ（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷町） ○ワサビ（畑で栽培されたもの：伊達市、川俣町） ○クサソテツ（コゴミ）（福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村） ○ゴシアブラ（福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村） ○ゼンマイ（二本松市、相馬市、いわき市、川俣町） ○タラノメ（野生のものに限る：福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村） ○フキノトウ（野生のもの：福島市、伊達	飯館村） ○キノコ（野生のもの：南相馬市、いわき市、棚倉町）
--	--	---------------------------------------

<p>市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町)</p> <p>○ワラビ（福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町）</p> <p>○平成23年産米（福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧波川村の区域に限る。）、伊達市（旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。））</p> <p>○平成24年産米^{**5}</p> <p>○牛^{**3}（全域）</p> <p>○イノシシ肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、広野町、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村）</p> <p>○クマ肉（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下柳町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村）</p> <p>○アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ（稚魚を除く。）、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガヅカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、</p>	
---	--

<p>ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ及びキタムラサキウニ（以上、福島県沖）</p> <p>○アユ（養殖を除く）（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。））</p> <p>○イワナ（養殖を除く）（秋元湖、小野川湖、檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流（支流を含む。）、館岩川（支流を含む。）長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、日橋川のうち金川発電所の下流（支流を含む。東山ダムの上流を除く。）、阿武隈川（支流を含む。））</p> <p>○ウグイ（秋元湖・猪苗代湖・小野川湖・檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。酸川及びその支流を除く。）、日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、阿武隈川（支流を含む。）、只見川のうち龍ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）</p> <p>○コイ（養殖を除く）（秋元湖・小野川湖・檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。））</p> <p>○フナ（養殖を除く）（秋元湖・小野川湖・檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）、阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。））</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く）（新田川（支流を含む。））</p>
--

	<p>○ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖・猪苗代湖・小野川湖・檜原湖及びこれら湖への流入河川（支流を含む。酸川を除く。）、太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、阿武隈川（支流を含む。）、久慈川（支流を含む。）</p>		
岩手県	<p>○シイタケ（露地で原本栽培されたもの：盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、釜ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町）</p> <p>○タケノコ（一関市、奥州市）</p> <p>○コシアブラ（盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町）</p> <p>○ゼンマイ（一関市、奥州市、住田町）</p> <p>○ワラビ（野生のもの：陸前高田市、奥州市）</p> <p>○セリ（野生のもの：一関市、奥州市）</p> <p>○牛**³（全域）</p> <p>○シカ肉（全域）</p> <p>○マダラ（宮城県沖）</p> <p>○イワナ（養殖を除く：磐井川及び砂鉄川磐井川（いずれも支流を含む。））</p> <p>○ウダイ気仙川（支流を含む。）大川（支流を含む。）、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、櫛取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）</p>		<p>市、大崎市、加美町）</p> <p>○コシアブラ（気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町）</p> <p>○ゼンマイ（気仙沼市、丸森町）</p> <p>○牛**³（全域）</p> <p>○イノシシ肉（全域）</p> <p>○クマ肉（全域）</p> <p>○クロダイ（仙台湾）</p> <p>○ズスキ（仙台湾）</p> <p>○マダラ（宮城県沖）</p> <p>○ヒガングフ（仙台湾）</p> <p>○イワナ（養殖を除く。）一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）大倉川のうち大倉ダムの上流（支流を含む。）、碁石川のうち碁房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、及び松川（支流を含む。ただし、湯川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）</p> <p>○ウダイ（阿武隈川（支流を含む。七ヶ宿ダムの上流を除く。）、大川（支流を含む。）、北上川（支流を含む。））</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く。）（阿武隈川（支流を含む。七ヶ宿ダムの上流を除く。））</p> <p>○ヒラメ（仙台湾）</p>
宮城県	<p>○シイタケ（露地で原本栽培されたもの：仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、色麻町、加美町、南三陸町、大衡村）</p> <p>○タケノコ（白石市、栗原市、丸森町）</p> <p>○クサソテツ（コゴミ）（気仙沼市、栗原</p>		<p>○シイタケ（露地で原本栽培されたもの：土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町、施設で原本栽培されたもの：土浦市、鉾田市、茨城町）</p> <p>○タケノコ（石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村）</p> <p>○コシアブラ（日立市、常陸太田市、常陸</p>

	<p>大宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茶（日立市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村） ○イノシシ肉^{*4}（全域） ○イシガレイ（茨城県沖） ○シロメバル（茨城県沖） ○スズキ（茨城県沖） ○ニベ（茨城県沖） ○ヒラメ（茨城県沖） ○コモンカスペ（茨城県沖） ○アメリカナマズ 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 ○ウナギ（霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川、那珂川（支流を含む。）） ○ギンブナ（霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川） 		<p>烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○タケノコ（日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町） ○クサソテツ（こごみ）（大田原市、那須塩原市、那須町） ○コシアブラ（野生のもの：宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町） ○サンショウ（野生のもの：宇都宮市、日光市、那須塩原市、大田原市） ○ゼンマイ（野生のもの：日光市、那須町） ○タラノメ（野生のもの：大田原市、矢板市、市貝町、那須町） ○ワラビ（野生のもの：鹿沼市、大田原市） ○茶（鹿沼市、大田原市） ○牛^{*3}（全域） ○イノシシ肉^{*4}（全域） ○シカ肉（全域） ○イワナ（養殖を除く。）（渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） ○ウグイ（養殖を除く）大芦川（支流を含む。）、武茂川（支流を含む。）、那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし塩原ダムの上流及びその支流を除く。）
栃木県	<p>○シイタケ（露地で原本栽培されたもの：宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、施設で原本栽培されたもの：鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町）</p> <p>○ナメコ（露地において原本栽培されたもの：日光市、那須塩原市）</p> <p>○クリタケ（露地で原本栽培されたもの：足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須</p>	群馬県	<p>○茶（渋川市）</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く）（吾妻川のうち岩島橋から吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）、桃ノ木川（支流を含む。））</p> <p>○イワナ（養殖を除く）（吾妻川のうち岩島橋から佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。））</p>
		千葉県	<p>○シイタケ（露地で原本栽培されたもの：</p>

	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市、施設で原本栽培されたもの：山武市) ○タケノコ（木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町） ○茶（成田市） ○ギンブナ（手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む）並びに手賀川（支流を含む））	
神奈川県	○茶（湯河原町）	

※1：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。

※2：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。

※3：県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く）及び畜場への出荷を制限。ただし、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものはこの限りでない。

※4：県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものは解除。

※5：福島県広野町、猪苗町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（磐山町山野川に限る。）、桂沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（狭田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大閑（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び染川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村（梁

川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧大田村（岩代町）及び旧大田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧陸合村の区域に限る。）及び国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）ただし、県の定める管理計画に基づき、管理される米については、この限りではない。

（2）水道水の飲用制限の要請（7月31日14:00現在）

制限範囲	水道事業（対象自治体）
利用するすべての住民	なし
乳児	なし
・対応を継続している水道事業	
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

（3）稲の作付制限（7月31日14:00現在）

4月5日原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、福島県の以下の地域の平成24年産稲の作付制限を指示。

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに葛尾村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、浪江町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、飯舘村、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域に限る。）、福島市（旧国に村及び旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台に限る。）の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰を除く。）、月館町布川及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内を除く。）に限る。）、旧小国村、旧掛田町（蓋山町掛田に限る。）、旧富成村、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（狭田、平宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸を除く。）、旧堰本村（梁川町大閑（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。）に限る。）、二本松市（旧渋川村（吉倉に限る。）の区域に限る。）及び相馬市（旧玉野村の区域に限る。）

本資料は、6月以降の情報を掲載しており、5月以前の情報については、以下の URL
より閲覧できます。

http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/information/information_index.html